

「特許情報プラットフォームサービス提供事業 一式」の意見招請の意見に対する回答

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
1	調達仕様書(案)	3	1.6. 契約期間	ご契約期間が想定より短期化されましたが、システム開発や運用に影響を与えるような外部環境要因が理由でしたら、お教えください。	調達条件及び要件の明確化です。		無	契約期間の見直しは、国の国庫債務負担行為(最長5年間の契約)の規定に準ずるものです。
2	調達仕様書(案)	3	1.6. 契約期間	「運用・保守業務期間の延長の指示があった場合は、機器、運用・保守作業等について、入札時と同程度の単価・工数規模で延長に応じること」との記載がありますが、延長の指示が出される期限について明記願います。	調達条件及び要件の明確化です。		有	延長は遅くとも契約終了日の1年程度前までに指示します。貴社意見を踏まえ、要件の明確化のために調達仕様書(案)「1.6. 契約期間」を以下のとおり修正します。 また、情報・研修館から運用・保守業務期間の延長の指示(契約終了予定日の1年程度前までに指示をする)があった場合は、機器、運用・保守作業等について、入札時と同程度の単価・工数規模で延長に応じること。なお、延長に係る費用については、情報・研修館と協議の上決定すること。
3	調達仕様書(案)	3	1.7 作業スケジュール	本案件に関連する他システム(共通特実検索システム、情報提供サーバ、翻訳システムなど)の開発スケジュールについても、「図1-2 想定スケジュール」に記載をお願い致します。インターフェースの設計や導通テスト時期など、検討のための条件がより明確になると考えます。	調達条件及び要件の明確化です。		有	関連する外部システムの想定スケジュールは以下のとおりであり、記載していないスケジュールは未定(計画)です。調達仕様書(案)「1.7.作業スケジュール」に以下の想定スケジュールを記載します。 (1)情報提供サーバの外部インタフェース決定:平成29年11月 (2)他システム間連携試験開始(機械翻訳プラットフォームを除く):平成31年2月(機械翻訳プラットフォームを含む連携試験は平成31年3月開始) なお、関連システムの開発スケジュールについては、受託者にてプロジェクト実施計画書を作成する際に、関連業者より詳細な開発スケジュールが提供される予定です。
4	調達仕様書(案)	6	2.2 設計・開発に係る記載内容	侵入検査・脆弱性検査の役割分担が貴館の部分が「-」となっています。結果確認等は行う認識でよろしいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社認識のとおり、情報・研修館が結果確認を実施します。調達仕様書(案)「2.2 設計・開発に係る記載内容 表2-1 No.9」を修正します。
5	調達仕様書(案)	7	2.2 設計・開発に係る記載内容 (ア) 機能設計	「また、既存のパッケージソフト等にて機能を実現する場合は、基本設計にて想定している機能との差異等について分析し、情報・研修館に報告し、承認を得ること。」につきまして、OS,RDB,全文検索エンジン以外については、既存のソフトなどで、対応してよいとのことでしょうか	調達条件及び要件の明確化です。		有	既存のパッケージソフト等を利用することは可能ですが、パッケージソフトを利用する場合においても本調達仕様書のすべての要件を満たす必要があるため、調達仕様書(案)「2.2.設計・開発に係る記載内容 (2) ② (ア)」の要件を以下のとおり修正します。 また、既存のパッケージソフト等にて機能を実現する場合においても、本調達仕様書のすべての要件を満たすこと。
6	調達仕様書(案)	7	2.2 設計・開発に係る記載内容 (ア) 機能設計	「また、既存のパッケージソフト等にて機能を実現する場合は、基本設計にて想定している機能との差異等について分析し、情報・研修館に報告し、承認を得ること。」ベンダー側で、事前に有する部品についても同様の扱いと認識して、よろしいでしょうか(例:公報印刷など)。	調達条件及び要件の明確化です。		有	意見に記載されている受託者にて有する部品についても利用することを許容しますが、本調達仕様書のすべての要件を満たす必要があります。 なお、当該要件は、項番5に記載のとおり要件を変更しません。既存のパッケージソフト等を利用する場合は基本設計にて機能との差異分析及び情報・研修館への報告を行う必要はありません。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
7	調達仕様書(案)	7	2.2 設計・開発に係る記載内容 (ア)機能設計	「また、既存のパッケージソフト等にて機能を実現する場合は、基本設計にて想定している機能との差異等について分析し、情報・研修館に報告し、承認を得ること。」について、ベンダー側で、事前に有する部品については、著作権は譲渡されず、契約期間中の使用許諾権がINPIT様側に許諾されるとの認識でよろしいでしょうか	調達条件及び要件の明確化です。		有	受託者側で、事前に有する部品の著作権は譲渡の対象外の想定です。 ただし、受託者側で、事前に有する部品の利用範囲を明確にしたうえで情報・研修館の了承を得る必要があります。 なお、当該要件は、項番5に記載のとおり要件を変更しません。既存のパッケージソフト等を利用する場合は基本設計にて機能との差異分析及び情報・研修館への報告を行う必要はありません。
8	調達仕様書(案)	7	2.2 設計・開発に係る記載内容 (ア)機能設計	「また、既存のパッケージソフト等にて機能を実現する場合は、基本設計にて想定している機能との差異等について分析し、情報・研修館に報告し、承認を得ること。」について、OSSを利用する場合も同様との判断でよろしいでしょうか	調達条件及び要件の明確化です。		有	当該要件は、項番5に記載のとおり要件を変更します。OSSを利用する場合においても基本設計にて機能との差異分析及び情報・研修館への報告を行う必要はありません。 ただし、本調達仕様書のすべての要件を満たす必要があります。
9	調達仕様書(案)	7	2.2 設計・開発に係る記載内容 (2)設計(ア)機能設計	「また、既存のパッケージソフト等にて機能を実現する場合は、基本設計にて想定している機能との差異等について分析し、情報・研修館に報告し、承認を得ること。」に記載されている既存のパッケージソフト等とは、受託ベンダーが開発、あるいは購入したパッケージソフトをそのまま活用する場合と考えれば良いでしょうか。受託ベンダーが保有するプログラムを部品として一部活用するような場合は承認は不要と考えてよろしいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	当該要件は、項番5に記載のとおり要件を変更します。既存のパッケージソフト等を利用する場合は基本設計にて機能との差異分析及び情報・研修館への報告を行う必要はありません。 受託者が保有するプログラムを部品として一部活用する場合においても情報・研修館の承認は不要ですが、本調達仕様書のすべての要件を満たす必要があります。 なお、「既存のパッケージソフト等」とは、一般企業又は個人に対して販売・配布されており、その仕様がWebサイトやカタログ等で公開されているソフトウェアを想定しています。
10	調達仕様書(案)	13	2.5 提出物・納入物の範囲、納品期日等 2.5.1.1. 設計・開発業務に係る提出物	「表 2-3 設計・開発業務に係る提出物」No26, No27の一般ユーザ向けマニュアル等の承認期限は稼働開始前が良いでしょうか。P11ではマニュアルの作成・提出は受入テスト開始までとなっているため、念のため確認させていただきます。	調達条件及び要件の明確化です。		有	一般ユーザ向けの「特許情報プラットフォーム(日本語版/英語版)マニュアル」の承認期限は、調達仕様書(案)「2.5.1.1.設計・開発業務に係る提出物 表2-3 No.26、No.27」に記載のとおり「稼働開始前」であるのに対し、「情報・研修館職員向け操作マニュアル」の承認期限は、調達仕様書(案)「2.5.1.1.設計・開発業務に係る提出物 表2-3 No.18」に記載のとおり「受入テスト開始前」です。 ただし、一般ユーザ向けの「特許情報プラットフォーム(日本語版)マニュアル」を受入テスト開始前に作成して提出する場合には、それを「情報・研修館職員向け操作マニュアル」とすることができます。 マニュアルの内容等につきましては、要件定義書(案)「3.15.1.1.教育に使用する教材 表3-23 No.1」に記載しておりますので、調達仕様書(案)において要件定義書(案)を参照するよう、「2.3 運用・保守に係る記載内容(3)①及び②」を以下のとおり修正します。 ① 本システム稼働開始に向けて一般ユーザ向けに本システムの利用方法を周知させるための特許情報プラットフォーム(日本語版/英語版)マニュアル及び情報・研修館職員向け操作マニュアルを作成すること。各マニュアルの詳細は、「別紙2要件定義書 3.15.教育に関する事項」を参照すること。 ② 情報・研修館職員向け操作マニュアルを作成する場合、作成後に変更等が入った画面については、その都度、情報・研修館に、変更点を知らせること。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
11	調達仕様書(案)	13	2.5 提出物・納入物の範囲、納品期日等 2.5.1.1. 設計・開発業務に係る提出物	本調達の納入物にソースコード一式が記載されています。 また、過去の調達仕様書においても納入物にソースコード一式が記載されていることから、現行システムのソースコードについても過去に納入がなされていると考えます。 調達の公平性や、応札価格の適正化のためにも、現行システムのソースコードは、応札業者に事前に提供をお願い致します。 また、貴館が現行ソースの流用を不可とされる場合、流用したか否かの確認のため、現行システムのソースコードが必要と考えます。	調達条件(公平性)及び要件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「現行システムのソースコード一式(ただし、セキュリティの観点等から閲覧不可のものを除く)」を追加します。
12	調達仕様書(案)	16	4.1 作業実施体制(7)	提案書、プロジェクト実施計画書及び設計・開発実施計画書に記載する体制は「図4-1 受託者の体制」に記載のある、統括責任者～チームリーダーまでのレベルが記載してあればよいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	提案書、プロジェクト実施計画書及び設計・開発実施計画書に記載する作業体制は、調達仕様書(案)「4.作業の実施体制・方法に関する事項」を満たす体制を記載する必要があります。 また、プロジェクト実施計画書及び設計・開発実施計画書に記載する作業体制は、調達仕様書(案)「2.1.全体に係る記載内容 (1)プロジェクト実施計画書及びWBSの作成」及び「2.2.設計・開発に係る記載内容 (1)設計・開発実施計画書等の作成」に記載のとおりです。
13	調達仕様書(案)	16	4.1 作業実施体制(7)	「その体制・要員は本業務完了時まで確保すること。」との記載がありますが、本業務完了時とは運用保守業務期間も含むということでしょうか。「本業務完了時」の定義を明記願います。	調達条件及び要件の明確化です。		有	設計・開発業務責任者及びその配下の設計・開発工程のみに従事する体制・要員は、設計・開発業務開始時から設計・開発業務完了時まで確保する必要があります。また、運用・保守業務責任者及びその配下の運用・保守工程のみに従事する体制・要員は、運用・保守業務開始時から運用・保守業務完了時まで確保する必要があります。 要件の明確化のため、調達仕様書(案)「4.1 作業実施体制(7)」を以下のとおり修正します。 (7) 本業務の円滑な実施のため、提案書に記載された体制・要員とプロジェクト実施計画書及び設計・開発実施計画書に記載される体制要員は同一であること。なお、その体制・要員について、設計・開発業務責任者及びその配下の設計・開発工程のみに従事する体制・要員は、設計・開発業務開始時から設計・開発業務完了時まで確保すること。また、運用・保守業務責任者及びその配下の運用・保守工程のみに従事する体制・要員は、運用・保守業務開始時から運用・保守業務完了時まで確保すること。
14	調達仕様書	16	4.1. 作業実施体制	設計・開発業務責任者、運用保守業務責任者、チームリーダーについても「本業務の受託者に正規職員であること」と指定いただけますでしょうか。配下の各業務に責任を持つため、ご記載が必要と思われます。	調達条件及び要件の明確化です。		無	統括責任者が正規職員であることで情報・研修館が求める水準を達成できると考えており、かつ提案の余地を狭めないようにするため、設計・開発業務責任者、運用・保守業務責任者及び主たる担当者(担当チームのリーダー)に求める要件は、調達仕様書(案)「4.2.1.作業要員に求める要件」の記載のとおりとします。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
15	調達仕様書(案)	21	4.3 作業場所	「(1) 本業務に係るすべての作業は日本国内で実施すること。」とありますが、データセンターについても、日本国内指定でしょうか。(CDN等) また、受託ベンダーと同一本社機能に属する海外事業拠点での一部開発、保守サポート業務等も不可でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	項番75に記載のとおり、要件定義書(案)「3.11.9.1. オンプレミス/クラウドサービス共通の要件 (1)基本方針」の要件を以下のとおり修正します。 (1)基本方針 ユーザが入力した検索式、検索キーワード等の情報や、個人情報等の非公開の情報については日本国内の法令が適用される場所に設置すること。ただし、機器へのアクセス元IPアドレス、アクセス日時等のアクセスログ(検索式、検索キーワード等は含んではならない)については上記以外の場所に設置することを許容する。 なお、データセンターの立地は、上記の要件を満たすものとしてください。 また、受託者と同一本社機能に属する海外事業拠点での一部開発、保守サポート業務は許容しません。
16	調達仕様書(案)	22 35	4.4 作業の管理に関する要領 9.4 サービスレベルに関する事項	4.4では、「各会議終了時から5 営業日以内に議事録を作成し、情報・研修館の承認を得ること」とあり、 9.4では、「定例運営会議の議事録は、会議開催後2 営業日以内に作成し、情報・研修館の承認を得ること」とありますが、定例運営会議のみ2営業日以内に作成が必要ということでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、会議終了時から議事録作成までの期間を2営業日に統一するよう調達仕様書(案)の該当表記を修正します。
17	調達仕様書(案)	22 35	4.4 作業の管理に関する要領 9.4 サービスレベルに関する事項	議事録の提出は、メール等の添付で提出させていただいて宜しいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	議事録は、メールに添付して提出することが可能です。
18	調達仕様書	22	4.4.2. 作業の管理 (1)コミュニケーション管理 ③	特許庁主催の会議体の概要についてご記載ください。応札業者による成果物を伴う報告がある場合、その報告書のインプットとなるデータの取得が必要となるためです。	調達条件及び要件の明確化です。		無	特許庁主催の会議体では、情報提供サーバや機械翻訳プラットフォーム等、連携先となるシステムとの調整等が行われます。
19	調達仕様書(案)	22	4.4.2 作業の管理 (2)工程管理 ③	「月に1回以上、前月に実施した各タスクの進捗状況を情報・研修館に報告するための定例会議を開催すること」とありますが、(1)コミュニケーション管理に記載のある、月1回程度の開催を想定されている特許庁主催の会議の場とは異なるという認識で正しいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおりです。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
20	調達仕様書(案)	24	4.4.2. 作業の管理 (6) 構成管理 ③(コ)	ソース変更管理ツールと貴館及び貴館の指定したネットワークとの接続に関する回線と設備はどこまで用意する必要があるのか明確にさせていただきますようお願いいたします。	調達条件及び要件の明確化です。		有	受託者は、ソースコード変更管理ツールに接続するために必要なネットワーク回線を準備する必要があります。調達仕様書(案)「4.4.2. 作業の管理 (6) 構成管理 ③(コ)」にネットワーク回線の調達が必要な旨を追記します。 (コ) 受託者と再委託先および情報・研修館のネットワーク、その他情報・研修館の指定したネットワークからのソースコード変更管理ツールの利用を可能とし、それ以外の通信を遮断すること。また、これらの情報を台帳管理し、情報・研修館の求めに応じ即日提出すること。 なお、ソースコード変更管理ツールへ接続するために必要なネットワーク回線等を受託者にて用意すること。
21	調達仕様書(案)	28	6.2.2. 受託者に起因する障害等の対応	受託者に起因しない障害につきまして、ご定義いただけたらと考えます。「運用期間中、受託者に起因する障害等(設定ミス、運用作業のミス、変更プログラムの反映ミス等)」とは運用におけるオペレーションミスに起因した障害と理解し、瑕疵担保期間を過ぎた後のプログラム修正は含まないと考えて良いでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	受託者に起因しない障害は、例えば以下のような場合が該当します。 ・本調達対象外のシステム(情報提供サーバ、機械翻訳プラットフォーム等)に原因がある本システムのアプリケーション障害 ・大規模災害等の受託者の責に帰さない事由によるシステムの停止 また、オペレーションミスに起因する障害等のみでなく、プログラムのバグ等が原因の障害等についても本業務内で対応する必要があります。 貴社意見を踏まえ、要件の明確化のため、上記内容を調達仕様書(案)「6.2.2. 受託者に起因する障害等の対応」に追記します。
22	調達仕様書(案)	32	9.1. 法令改正等への対応について (1)	「見積もりにおける作業内容は、各作業が原則2時間以下の作業となる粒度で見積もりを作成すること。」との記載がありますが、見積もりに係る要因は作業時間だけではないと考えられるため、表現方法を検討していただきたく思います。	調達条件及び要件の明確化です。		有	本要件は見積りの妥当性を定量的に確認することが目的であり、作業内容と必要な工数を明確化するためのものです。そのため、見積りに関する要件は調達仕様書(案)「9.1. 法令改正等への対応について」に記載のとおりとします。 なお、要件の明確化のため、調達仕様書(案)を以下のとおり修正します。 (1) 見積もりにおいては、内訳となる各作業が原則2時間以下の作業となる粒度で見積もりを作成すること。
23	調達仕様書(案)	32	9.1. 法令改正等への対応について (1)	「見積もりにおける作業内容は、各作業が原則2時間以下の作業となる粒度で見積もりを作成すること。」との記載がありますが、2時間とは2人時の意味でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおりです。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
24	調達仕様書(案)	32	9.1. 法令改正等への対応について	「(7)開発機器は、本業務の開発時に用いたものを用いることを前提としているので、開発機器のための費用は原則認めない」との記載があります。ここでいう「開発機器」とは開発者がプログラミングで利用する端末ではなく、テスト用のサーバ環境や開発時のサーバ環境との認識でよろしいでしょうか。この場合、初期開発時のテスト環境をクラウド上に構築した場合、利用しない期間はクラウド利用を休止し、法改正対応時には再立ち上げをするという用途が考えられます。この場合の費用は認められるでしょうか。オンプレで構築した場合は初期開発時の機器がそのまま利用できますが、クラウドの場合は扱いが異なるため確認させてください。	調達条件及び要件の明確化です。		有	「開発機器」とは、開発者がプログラミングで利用する端末等を指します。クラウドサービス上に構築した各環境について、利用しない期間に利用を休止する場合、法改正対応時に再立ち上げする際の費用は追加費用として認めます。貴社意見を踏まえ、法令改正等への対応において費用を認めない開発機器が何を指すか明確となるよう調達仕様書(案)「9.1. 法令改正等への対応について(7)」を以下のとおり修正します。 (7) 開発機器は、本業務の開発時に用いたものを用いることを前提としているので、開発機器のための費用は原則認めない。なお、開発機器とは、受託者がプログラミング等で使用する端末等を指す。また、クラウドサービスによる開発環境を使用する場合は、クラウドサービスに係る費用は上記の対象外(費用を認める)とする。
25	調達仕様書(案)	32	9.1. 法令改正等への対応について	法改正に対応する見積もり時に限定され、本調達自体の見積もりには含んでよいとの認識ですが、正しいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	調達仕様書(案)「9.1.法令改正等への対応について」は、法令改正に対応する見積りに限定しているわけではなく、法令改正等に対応する見積全般に対する要件です。また見積に係る費用は、調達仕様書(案)「9.1.法令改正等への対応について」に記載した想定頻度を踏まえ、必要となる費用を本業務の見積りに含めてください。
26	調達仕様書(案)	32	9.1. 法令改正等への対応について	「(11) 見積もりに必要な作業にかかる費用は、当初契約に含めるものとし、別途請求することはできない。」という記載について、見積もり作業の発生頻度と、どれくらいの工数がかかりそうか、事前に開示いただけるとの認識です。あっていますでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	見積作業の発生頻度は調達仕様書(案)「9.1.法令改正等への対応について」に記載のとおりです。
27	調達仕様書(案)	33	9.2. 現行システムの改修について	「表 9-1 現行システムの改修予定一覧のNo5JPOハーグシステム対応_ハーグルートで出願された公報について、経過情報を表示する。平成29年3月表9-1の項7「標章の詳細な説明(任意)」表示対応について、マドリッド協定議定書共通規則の改正に対応し、経過情報で「標章の詳細な説明(任意)」を表示可能とする。平成29年度中(予定)」という記載ですが、サンプル画面など、仕様を把握できる情報は開示されると考えてよろしいでしょうか	公平性のためです。		有	貴社認識のとおりです。仕様を把握するために必要となる設計書等を契約締結後に開示予定です。なお、改修予定が変更となったため、調達仕様書(案)「表9-1 現行システムの改修予定一覧」を修正します。
28	調達仕様書(案)	33	9.2. 現行システムの改修について	「表 9-1 現行システムの改修予定一覧のNo8分類とキーワードを掛け合わせた検索(機能追加)」について、現行J-PlatPatでもある程度は実現できているとの認識ですが、どのような機能強化でしょうか。共通検索での実現レベルと考えればよろしいですか？	調達条件及び要件の明確化です。		有	分類とキーワードを掛け合わせた検索は、共通特実検索システム(検索部分)で実現しているものと同様の仕様を想定しています。貴社意見を踏まえ、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「共通特実検索システム(検索部分)の設計書」を追加します。
29	調達仕様書(案)	32	9.2. 現行システムの改修について	「表 9-1 現行システムの改修予定一覧のNo9 新元号対応 元号が変更された場合に、その新たな元号での照会・検索を可能とする。」について、元号変更の要件の詳細記載をお願い致します。	調達条件及び要件の明確化です。		無	要件定義書(案)「3.6.2.機能の拡張性」に記載のとおり、本システムの機能は、極力ハードコーディングを避けることで拡張性の高い構成を目指しています。この方針を踏まえてシステム設計・構築を行う必要があり、新元号対応は上記要件を踏まえ、元号が変更となった場合にパラメータの追加・変更にて対応ができるようなシステム構成にさせていただくことが要件となります。
30	調達仕様書(案)	32	9.2. 現行システムの改修について	「表 9-1 現行システムの改修予定一覧のNo8 検索結果表示件数の上限拡大(機能改善)平成30年1月～3月」について、本開発において、上限の設定値を可能でしたらご教授願います	調達条件及び要件の明確化です。		有	上限の設定値は、共通特実検索システム(検索部分)で実現しているものと同様の仕様を想定しています。貴社意見を踏まえ、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「共通特実検索システム(検索部分)の設計書」を追加します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
31	調達仕様書(案)	33	9.2. 現行システムの改修について	表 9-1 現行システムの改修予定一覧のNo8 特許・実用新案検索機能の刷新にある「分類とキーワードを掛け合わせた検索(機能追加)」はどのような検索機能追加を予定されているのでしょうか。現行システムにおいても特許・実用新案テキスト検索にてIPC、FI等の分類と公報テキストを掛け合わせた検索が行なえます。	調達条件及び要件の明確化です。		有	分類とキーワードを掛け合わせた検索は、共通特実検索システム(検索部分)で実現しているものと同様の仕様を想定しています。 貴社意見を踏まえ、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「共通特実検索システム(検索部分)の設計書」を追加します。
32	別紙2 要件定義書(案)	1	1.1.1. 本システム及び業務の概要	「6 管理者用サービス 情報・研修館職員 24 時間365 日ただし、土日祝日及び情報・研修館が定める非営業日は保守対応のみ」とは、管理者サービス以外は365日24時間という認識でよろしいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	一般利用者向けサービス、特定利用者向けサービス、管理者用サービスの利用時間帯は24時間365日となります。 要件定義書(案)「1.1.2.業務実施体制 表1-1 No.6、No.7」のただし書き部分は削除します。
33	別紙2 要件定義書(案)	2	1.1.2 業務実施体制	「管理者用サービス」については土日祝日および情報・研修館が定める非営業日は「保守対応のみ」との記載がありますが、「一般利用者向けサービス」、「特定利用者向けサービス」については「24時間365日」との記載になっています。土日祝日及び情報・研修館が定める非営業日についても「運用・保守対応」を行うという意図での記載でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	「ただし、土日祝日及び情報・研修館が定める非営業日は保守対応のみ」とは、土日祝日及び情報・研修館が定める非営業日は、管理者用サービスのうち、運用・保守対応に必要なサービスのみを利用する想定であることを意図しています。 貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「1.1.2.業務実施体制 表1-1 No.6、No.7」のただし書き部分は削除します。 なお、運用及び保守については、要件定義書(案)「3.16.運用に関する事項」及び「3.17.保守に関する事項」に記載のとおりです。
34	別紙2 要件定義書(案)	2	1.1.2 業務実施体制	「管理者用サービス」については土日祝日および情報・研修館が定める非営業日は「保守対応のみ」との記載がありますが、P73「3.1.7 保守に関する事項(5)」には「システム保守対応の対応時間はヘルプデスク対応時間に準ずる」との記載があります。どちらかが正しいかご教えてください。	調達条件及び要件の明確化です。		有	要件定義書(案)「3.17.1.システム保守要件(5)」の記載が正しい要件です。 貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「1.1.2.業務実施体制 表1-1 No.6、No.7」のただし書き部分は削除します。
35	別紙2 要件定義書(案)	2	1.2規模	「5 AIPN (Advanced IndustrialProperty Network) 約300 機関」とは、AIPNと一般利用者の英語メニューはどれくらい違うのかご教授願います。	調達条件及び要件の明確化です。		無	一般利用者の英語メニューは、要件定義書(案)「1.2.規模 表1-2 No.1」に含まれ、当該表に記載のとおり不特定多数による利用を想定しています。
36	別紙2 要件定義書(案)	4	2.1. 機能の概要	「なお、現行システムのシステム構成やプログラムの構成を理由に本システムの設計・実装が制限されることは許されない。」とは、例えば現行システムのシステム構成、プログラム構成上の余計な重複や、不要なデータ項目の重複保持などは許さず、根本的に見直して設計・実装することと解釈すれば良いでしょうか。この理解で良ければ、要件定義書に明記いただきたく願います。 「現行システムを踏襲してはならない」「DB構成は新規設計すること」「現行ソースを流用してはならない」	調達条件及び要件の明確化です。		無	「なお、現行システムのシステム構成やプログラムの構成を理由に本システムの設計・実装が制限されることは許されない。」とは、例えば以下のような事項は許されないことを意図します。 ・現行システムに性能を満たしていない機能があるため、本システムにおいても性能を満たせない ・現行システムから処理方式が変更となることにより性能が満たせなくなる
37	別紙2 要件定義書(案)	4	2.1. 機能の概要 表 2-1 提供する機能	No1 ①簡易検索機能は現行システムにおいて英語版は存在しませんが、本システムにおいては英語版も提供すると理解すれば良いでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおりです。
38	別紙2 要件定義書(案)	4	2.1. 機能の概要 表 2-1 提供する機能	No1①簡易検索機能以外でも、特段「(※日本語版のみ)」と記載されていない機能に関しては、すべて英語版も提供すると理解して良いでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおりです。
39	別紙2 要件定義書(案)	5	2.1 機能の概要	英語版における検索において、検索結果一覧画面で表示する項目について翻訳(日英翻訳)が必要となる認識です。その場合特許庁様の機械翻訳プラットフォームが利用できるとの認識でよいでしょうか。項目単位での翻訳となった場合に性能的に充足できる想定でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	英語版の検索機能において、検索結果一覧画面で表示する項目は機械翻訳プラットフォームの利用対象外です。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
40	別紙2 要件定義書(案)	5	2.1 機能の概要 表2-1提供する機能	大分類「特定サービス向けサービス」→小分類「外部提供サービス」として「海外庁等向け経過情報・PMGS情報提供」の機能が記載されており、「付録10 外部インターフェース一覧」にも記載があります。外部インターフェース一覧の記述をみると要求元、相手先システムともに「Patent Scope」となっていますが、本機能とJ-PlatPatとの関連を具体的に示す記述が必要と考えます。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社意見についての機能は、「付録2 機能一覧(オンライン(画面)) 機能ID:A55」に記載のとおりです。
41	別紙2 要件定義書(案)	5	2.1 機能の概要 (1)一般ユーザ向けサービス	英語版における外国人ユーザ等へのコンテンツの提供について人手翻訳する固定部分(項目名、ヘルプ等)とは、静的画面の項目名称や説明文章を指しているのでしょうか？ 公報情報など、公開したら変動しないデータがありますが、これらは機械翻訳とし人手で翻訳するものはないということよろしいでしょうか？	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおりです。
42	別紙2 要件定義書(案)	5	2.1 機能の概要 (1)一般ユーザ向けサービス	2次検索機能についての質問です。この機能の実現について、共通検索の集合演算機能が利用できるとの認識でよろしいでしょうか。 それとも、検索結果の番号全件を取り出し、再度条件を付加して検索依頼を掛ける形となりますか。それとも、式を保存しておいて、それに条件を付加して、検索依頼を掛ける方式を想定していますでしょうか？	調達条件及び要件の明確化です。		無	本システムにおいて二次検索を行うに当たり、共通特実検索システム(検索部分)が有する検索範囲の文献リストを読み込み検索を行う機能を利用可能です。 ただし、設計工程にて詳細な検討を行い、情報・研修館の了承を得て実現方法を決定する想定です。 例えば、本システムにおいて、PAJ等、共通特実検索システム(検索部分)に蓄積しない文献等を検索範囲とする二次検索を行う場合等は、実現方法の検討が必要となります。
43	別紙2 要件定義書(案)	6	2.1 機能の概要 (1)一般ユーザ向けサービス	「(オ)特許・実用新案における検索は、一次検索のみでなく、検索した結果を更に絞り込むための二次検索機能を提供する」の内容は、特許・実用新案の検索結果に対して、更に特許・実用新案の内容で絞り込む(二次検索)するのではないと理解して良いでしょうか。 (別途検索するPAJ、合金検索の結果との二次検索を行う)	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおりです。
44	別紙2 要件定義書(案)	10	2.1 機能の概要 (1)一般ユーザ向けサービス	⑧(ア)に記載の文献の蓄積情報を表示する機能について、蓄積情報は人手で静的コンテンツを用意するのでしょうか？ それとも、DB情報から蓄積データ情報をシステムにて動的に作成するのでしょうか？	調達条件及び要件の明確化です。		無	蓄積情報の表示方法に対する実現方法は要件として限定していません。 機能の実現方法は設計時に受託者にて検討を行い、情報・研修館の了承の上決定することとなります。
45	別紙2 要件定義書(案)	10	2.1 機能の概要 (1)一般ユーザ向けサービス	⑧(ア)に記載の文献の蓄積情報を表示する機能について、表示するデータは、登録バッチ等と合わせてリアルタイムに更新する必要があるのでしょうか？	調達条件及び要件の明確化です。		無	データの蓄積範囲として表示するデータが、蓄積されているデータと不整合が発生しないようにする想定ですが、実現方法は要件として限定していません。 機能の実現方法や更新タイミング等については設計時に受託者にて検討を行い、情報・研修館の了承の上決定することとなります。
46	別紙2 要件定義書(案)	10	2.1 機能の概要 (2)特定ユーザ向けサービス	① バルクデータダウンロード機能の「データ変換ツールは、情報提供サーバから提供されるデータ項目と整理標準化データとの対照表(情報・研修館が提供する)及び整理標準化データ仕様書を参照し、受託者が開発すること」に関して、対照表を事前にご提示いただくか、事業者が閲覧できる資料に追加ください。	調達条件及び要件の明確化です。		有	対照表は契約締結後に貸与します。 なお、対照関係の参考資料として、調達仕様書(案)「10.2.事業者が閲覧できる資料一覧表」に「情報提供サーバ(公開判定業務)詳細設計書(システム設計書)」を追加します。
47	別紙2 要件定義書(案)	11	2.1 機能の概要 (2)特定ユーザ向けサービス	④(ア)海外特許庁の特実審査官の同時利用アクセス数はどれくらいを想定されているか資料に追加下さい。	調達条件及び要件の明確化です。		無	現行システムの月次報告書に含まれる「アクセス統計」から類推してください。なお、現行システムの当該情報は閲覧資料を参照してください。
48	別紙2 要件定義書(案)	10,11	2.1 機能の概要 (2)特定ユーザ向けサービス ①バルクデータダウンロード機能	(ウ)ダウンロード対象データに関してまして、「表 2-2 バルクデータダウンロードサービス対象データ」の各データの想定容量のご提示をお願いします。 また、No4～No14に関してましては、各データの想定容量と合わせて、更新/登録の頻度(データライフサイクル)のご提示をお願いします。	調達条件及び要件の明確化です。		無	バルクデータの想定容量及び保持期間は、要件定義書(案)「3.3.2.データ量 (3)バルクダウンロード用データ」に記載のとおりです。 また、各データの蓄積周期は、「付録9 蓄積データ管理表」及び「付録10 外部インターフェース一覧」に記載のとおりです。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
49	別紙2 要件定義書(案)	10,11	2.1 機能の概要 (2)特定ユーザ向けサービス ①バルクデータダウンロード機能	「表2-2 バルクデータダウンロードサービス対象データ」のNo.7-14は分類別に「その他のデータ(検索・照会機能のためにも蓄積されないデータ)」と記載されており、情報提供サーバや共通特実検索システムから提供されるデータのいずれにも分類されていませんが、これらデータの提供元の記載とデータ件数、容量の記載をお願いします。	調達条件及び要件の明確化です。		無	要件定義書(案)「2.1.(2)特定ユーザ向けサービス 表2-2 No.7~14」の提供については、「付録9 蓄積データ管理表」に記載のとおりです。
50	別紙2 要件定義書(案)	10,11	2.1 機能の概要 (2)特定ユーザ向けサービス ①バルクデータダウンロード機能	バルクデータダウンロードサービス対象データそれぞれのデータについての提供範囲と要求スキームと提供スキーム、提供対象データの総容量を明確にしていだけませんか。いずれのデータも累積分を蓄積すると膨大な蓄積コストが掛かります。 例えば、以下の認識でおりますが合っているでしょうか。 (提供範囲、要求提供スキームの例) 表2-2の1~14については過去1年程度の範囲の要求を受け付け、要求から1週間程保持し、その後削除。全ユーザで合計600GBのサービスが提供できるデータエリアを用意する。 過去1年以上古いものを指定された場合(もしくは600GBエリアに空きがない場合)は、情報提供サーバからオンデマンドで取得できるものはJ-PlatPatで受信後、ユーザが購入したNAS等へコピーし提供する。 情報提供サーバから受信できないものは、J-PlatPat側で独自に保存し、同様にNAS等で提供する。	調達条件及び要件の明確化です。		無	バルクデータダウンロードサービスは本システムに予め蓄積されたデータを利用者がオンラインで要求してダウンロードするサービスです。バルクデータダウンロードサービスの対象データは、情報・研修館が貸与する媒体や、情報提供サーバ、共通特実検索システム等から定期的に最新の情報を取得して本システムに蓄積したものとなります。 バルクデータの容量は600GBを上限として運用を行う想定です。 なお、現時点でデータの保持期間は決定していません。保持期間は最大で約1年程度となる見込みですが、ディスクの使用量を踏まえ、情報・研修館と協議の上で決定する想定です。 また、保持期間を過ぎた古いデータの提供については、要件定義書(案)「3.16.2.1 本システムの運用業務 (8)バルクダウンロード用データの管理業務」に記載のとおりです。
51	別紙2 要件定義書(案)	11	2.1 機能の概要 (2)特定ユーザ向けサービス ④AIPNAIPN (Advanced Industrial Property Network) (※英語のみ)	AIPN用には専用の帯域を確保するとの記載がありますが、機能は一般英語利用者との共用とあります。これはサイトを分けるレベルなのか、同一サイト内でIPなどで帯域を制御するレベルなのかいずれでしょうか。実装にまかせるとのことでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	要件定義書(案)「2.1.機能の概要 (2) 特定ユーザ向けサービス ④」及び「付録2 機能一覧(オンライン(画面))機能ID: A92」の要件を満たすことができれば、実現方法は限定しません。 要件定義書(案)に記載の利用者数や規模に関する事項の情報を基に実現方法を受託者にて検討いただく想定です。 なお、貴社意見に記載されている「サイトを分ける」といった実現方法は、保守性の低下、コスト増とならないよう検討してください。
52	別紙2 要件定義書(案)	11	2.1 機能の概要 (2)特定ユーザ向けサービス ④AIPNAIPN (Advanced Industrial Property Network) (※英語のみ)	この「簡易な多言語翻訳機能」と、特許庁様の「機械翻訳システム」(現在資料招請中)との関係は、どう考えればよいのでしょうか。 Google翻訳と特許庁翻訳と選択できるようにするということでしょうか。 また、Google翻訳などは、使用許諾やライセンス費用が必要となりますものもありますが、それも見積もりに含めるのでしょうか？	調達条件及び要件の明確化です。		無	「簡易な多言語翻訳機能」とは、AIPNのサービスにおいて、英語と他言語の間の機械翻訳を行うための機能です。 Google翻訳などを使用する際に使用許諾やライセンス費用が必要となる場合は、当該費用も見積に計上してください。 なお、「機械翻訳システム」はAIPNのサービスの一部及びAIPN以外のサービスにおいて、日本語と英語の間の機械翻訳を行う際に利用することが可能です。機械翻訳が提供するインターフェースは「付録10 外部インターフェース一覧」を参照してください。
53	別紙2 要件定義書(案)	11	2.1. 機能の概要 (3)管理者向けサービス	① 各種管理機能の「(ア) 機能ごとのアクセス数(画面への接続、検索の実行等)を管理するアクセス統計取得機能」の機能単位の粒度は、「表 2-1 提供する機能」の「機能名」項目レベルの粒度と考えて良いでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	仕様の詳細は詳細設計工程にて受託者と情報・研修館で協議の上決定します。
54	別紙2 要件定義書(案)	12	2.2. 機能に関する事項	「(4) 特に、公報の表示において、PDF のみを閲覧不可とし、テキスト表示を閲覧可とするような対応も可能とすること。」は発明者の住所表示を考慮しての対策でしょうか。その場合、該当公報のPDF表示タブ等を非表示にするのみで良いでしょうか。(閲覧不可としている理由を、何らかのメッセージで都度表示する必要はないでしょうか)	調達条件及び要件の明確化です。		無	当該要件は、様々な理由を考慮した対策です。 閲覧不可としている理由を通知することに関しては、必須要件として求めておりませんが利用者の利便性やコスト等を踏まえた上で必要と考える場合は提案してください。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
55	要件定義書(案)	12	2.4. 帳票に関する事項 (2) CSV ファイル出力サービス	このユーザ登録については、パスワード忘却時の本人認証などの「運用体制」は特に構築せず(ユーザ登録での「更新」は行わず)、システムでの対応に限ることで、セキュリティを担保するとの認識でよろしいでしょうか。パスワード忘却時は別のIDを発行し、パスワードも新規に登録するとの運用を想定しております。	調達条件及び要件の明確化です。		無	実現方法は要件として限定していません。 「付録2 機能一覧(オンライン(画面)) 機能ID:A69」の検索結果一覧CSV出力サービス管理者用機能に記載の提案要求事項を踏まえ、効率的な運用方法を提案いただく想定です。 仕様の詳細は詳細設計工程にて受託者と情報・研修館で協議の上決定します。
56	別紙2 要件定義書(案)	14	2.5.2 蓄積データ・参照データ (1)本システムに蓄積するデータ ⑤	「文献単位PDF及び頁単位PDFは本システム内には蓄積しないこと」という記述について、例えば長大公報のデータなど、PDFの動的作成の性能に課題がある場合には事前作成して格納する対応を例外的に取ることは検討可能でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	文献単位PDF及び頁単位PDFは原則として本システム内に蓄積はしない想定ですが、一度作成したPDFをキャッシュとして保持することを許容します。また、性能等を考慮して、部分的に蓄積等を行う場合は情報・研修館と協議を行い、了承を得る必要があります。 貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「2.5.2 蓄積データ・参照データ(1)本システムに蓄積するデータ⑤」を以下のとおり修正します。 ⑤ 文献単位PDF及び頁単位PDFは原則として本システム内には蓄積しないこと。特許・実用新案の場合は共通特実検索システムから都度取得したXML若しくはSGML公報(※)を、意匠・商標・審判の場合は媒体より蓄積したSGML公報を本システム側で加工し、PDFファイルを動的作成した上で画面表示することとする。なお、一度作成したPDFをキャッシュとして本システム内に保持することが可能である。また、性能等を考慮して、部分的な蓄積等を検討することが可能であるが、最終的に蓄積を行うかどうかは情報・研修館が判断する。
57	別紙2 要件定義書(案)	59	2.12.1. テストの種類及び概要 (1) テストの種類	No5「総合テスト完了後に、サーバ等への外部からの侵入に関し、第三者(応札者とは異なる業者)による診断テストを実施すること。」と記載がありますが、受託ベンダーのセキュリティ対策専門組織(本システムのプロジェクトから独立した組織)での診断にて代替可能でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	客観性に基づいた診断テストの実施を求めているため、要件定義書(案)に記載した要件のとおりとします。
58	別紙2 要件定義書(案)	22	3.1.3 アクセシビリティ要件	要件案にはご記載いただいておりますが、アクセシビリティ方針の策定は要件に含まれると理解してよろしいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	要件定義書(案)「3.1.3. アクセシビリティ要件」の要件を踏まえ、設計に当たった設計方針を検討する必要があります。 要件定義書(案)「3.1.3. アクセシビリティ要件 (1)、(2)」に記載しているとおり、「付録12 画面規約一覧(アクセシビリティ)」に示す画面規約は原則であり、各機能の設計の中で必要な場合は、情報・研修館と協議の上、画面規約と異なる設計内容とすることを妨げるものではありません。 また、アクセシビリティに関わる設計においては、JIS X 8341-3:2016にて定義されている達成等級AA、達成等級Aを参考に設計し、情報・研修館と協議の上で検討してください。
59	別紙2 要件定義書(案)	22	3.1.3 アクセシビリティ要件 (2)	「配慮し試験」とご記載いただいておりますが、2016ではそのような対応度表記は存在しません。 表記は「準拠/一部準拠/配慮となっております。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見のとおり、「配慮」が正しい記載となります。要件定義書(案)「3.1.3 アクセシビリティ要件 (2)」に記載の「配慮し試験」を「配慮」に修正します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
60	別紙2 要件定義書(案)	46	3.10.3 情報セキュリティに係る要件 (7)障害対策(事業継続対応)	②可用性確保に関連して、計画停止で許容される停止期間についての条件の記載をお願いします。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.5.1.1. 可用性に係る目標値」を以下のとおり修正します。 (5) システムの計画停止は運用保守のため必要最低限のサービス範囲・停止期間のみとし、数日間にわたって利用者に影響を与えないといったことがないよう、ユーザ影響を考慮したスケジュールを検討の上、情報・研修館の了承を得ること。また、メンテナンス等の作業において、システムの停止を発生させることなく対応できる構成とすることが望ましい。サービス利用者に最低1ヶ月前に通知すること。なお、緊急停止等のため、1ヶ月前の通知が困難な場合は、情報・研修館担当者に報告し、了承を得ること。
61	別紙2 要件定義書(案)	41	3.10.3 情報セキュリティに関する要件 (2)侵害対策 (エ)サービス不能化の防止	下記の内容を追記願います。 「各システムのIPアドレスに対し直接攻撃されることを想定した対策を行うこと。」	昨今ではシステムのIPアドレスを直接攻撃する方法が主流となってきており、CDNベースのアクセス制御だけでは対応しきれない攻撃が増えてきております。Webアクセスのみならず、システム全体へのネットワーク的な攻撃についても対策を取るべきと考えるため、追記をお願いいたします。	補足資料①	無	意見概要の「IPアドレスに対し直接攻撃されること」及び提出の理由の「システム全体へのネットワーク的な攻撃」を踏まえ、内部のIPアドレスに対する攻撃に関する意見と理解しました。当該攻撃に対する対策は要件定義書(案)「3.10.3. 情報セキュリティに係る要件 (2)侵害対策」に記載の内容に含まれるため、本要件は要件定義書(案)に記載のとおりとします。
62	別紙2 要件定義書(案)	41	3.10.3 情報セキュリティに関する要件 (2)侵害対策 (エ)サービス不能化の防止	下記の内容を追記願います。 「昨今の大容量(テラビットクラス)のDDoS攻撃にも対応可能であること。」	DDoSについてはその攻撃の手法が多様化しており、IoT機器の脆弱性等を利用したテラビットクラスの攻撃が増加しているため、リスクの種類として記載するべきと考えます。	補足資料①	無	当該要件ではDDoS攻撃への対策を明記しています。これは、DDoS攻撃やDos攻撃によるサービス不能化を極力回避することが目的であり、記載済みの要件として「ネットワーク帯域の十分な確保や帯域制御」が該当します。よって、本要件は要件定義書(案)に記載のとおりとします。
63	別紙2 要件定義書(案)	46	3.10.3. 情報セキュリティに係る要件 (8)クラウドサービス固有の要件	「クラウドサービスの利用終了した場合を想定し、本システムにおけるデータが当該サービス上から完全に消去されたことを証明する仕組みを有すること。」と記載されておりますが、以下の消去ガイドライン等の手段による証明する仕組みでもご提案出来る表現について追記することをご提案いたします。 《ストレージの破棄・データ消去方法》 ・DoD 5220.22-M(米国国防総省方式) ・3回の書き込みでの消去を実施 ・固定値→補数→乱数 - NIST 800-88(媒体サニタイズに関するガイドライン) ・情報処分に対する体制、運営やライフサイクルに関するガイドライン ・情報処分に対する組織的取り組み ・物理的に故障した場合は、消磁および破壊を実施して破棄	競争力の高いクラウド業者のサービスを冷静に比較し、最もコストメリットのあるサービスを利用することが非常に重要であると考えており、ご提案出来る表現を追記することで、ご提案の幅を広げるため。 最大手のクラウドサービスでは、データ消去および破棄の証明書を発行する代わりに、左記の消去ガイドラインに準拠して実施することで証明しています。ご提案の幅を広げるために、左記ガイドラインに準拠した実施でも証明可であることを追記することをご提案いたします。		有	※項番75の意見及び回答についても参照してください。 貴社意見を踏まえ、「日本国内の法令が適用されない場所に対する設置を許容する」機器については、意見に記載のガイドラインに準拠していれば廃棄の証明書は必須としない旨に要件定義書(案)を修正します。 ただし、上記に該当しない機器に対する廃棄の証明書に関する要件は要件定義書(案)の記載のままとします。 上記内容を踏まえ、要件定義書(案)「3.10.3 情報セキュリティに係る要件(8) クラウドサービス固有の要件」を以下のとおり修正します。 ② 日本国内の法令が適用される場所に機器を設置するクラウドサービスについては、当該サービスの利用終了時に、本サービスに関するデータが当該サービス上から完全に消去されたことを証明する仕組みを有すること。なお、日本国内の法令が適用されない場所に機器を設置するクラウドサービスについて上記の仕組みを有していない場合は、データを消去する際のガイドラインや規定が整備されたクラウドサービスであることを証明すること。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
64	別紙2 要件定義書(案)	47	3.11.5. ハードウェア構成 (4) 環境に配慮した構成	<p>「環境に配慮し、省スペース、電源容量、発熱量等について考慮すること。」について、具体的な以下の要件を記載すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> -環境に配慮し、具体的に省電力化によるCO2削減を推進していること。 -電源容量について、以下に記載の取組等を行っていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電（太陽光発電設備によりクリーンな電力を発電） ・高効率トランス（電圧の変換ロスを低減） ・高効率UPS（電圧の変換ロスを低減） ・高電圧配電（200V配電により送電ロスを低減） -空調について、以下に記載の取組等を行っていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・熱流体シミュレーション（熱、風流、風量を分析し、空調効率を最適化） ・フリークーリング・外気冷房（低温の外気を、冷却用に活用） ・高効率ターボ冷凍機（高性能冷凍機により、冷却効率を向上） ・局所空調（熱溜り(ホットスポット)を効果的に冷却） -省スペース化を実現するため以下に記載の取組等を行っていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・人感センサ証明（人感センサ照明を導入して省エネ化を実現） ・物理的通路分離（ホットアイルとコールドアイルを物理的に分離） ・DC専用ラック（開口率を拡大し、空調効率を向上） ・外壁断熱（断熱壁、熱緩衝帯により、外気温度の変動影響を低減） -省電力運用について、以下に記載の取組等を行っていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・最適配置（機器スペック、電力、空調等の情報を元に、最適な配置エリアを特定） <ul style="list-style-type: none"> ・空調コントロール（温度/風量センサと連動し、全体最適の観点から空調をコントロール） ・管理、分析、レポートイング（消費電力、温度、湿度等の情報を定期的に蓄積し管理、必要に応じて課題分析、改善を実施） 	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社意見以外にも広く提案の余地を持たせる想定のため、本要件は要件定義書(案)の記載のとおりとします。
65	別紙2 要件定義書(案)	52	3.11.7.1. ソフトウェアの基本要件 (7) データベースに係る要件 (2) データベースの設計に係る要件 (オ)	「キャッシュの利用等、高速なレスポンスを実現するために必要な設計を行うこと。」との記載がありますが、文字コードとは別の要件と思われるので、別項目とする事を提案致します。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.11.7.1. ソフトウェアの基本要件 (7) データベースに係る要件②」を以下のとおり修正します。 (カ)キャッシュの利用等、高速なレスポンスを実現するために必要な設計を行うこと。
66	別紙2 要件定義書(案)	50	3.11.7. ソフトウェア構成 3.11.7.1 ソフトウェアの基本要件 (2) ソフトウェア選定条件 (2)	「本システムに導入するソフトウェアは原則としてOSS を利用すること。また、OS、RDBMS、全文検索エンジンについてはOSS を利用すること。」と記載されておりますが、クラウド業者が提供するサービス等でも、ご提案出来る表現について追記することをご提案いたします。	一般的にクラウド業者は、データベースや全文検索を運用込みの「As A Service」として提供していることが多く、これらを上手に組み合わせることで、柔軟かつ運用の手間がかからないシステムを構築することが出来ると考えており、ご提案出来る表現を追記することで、ご提案の幅を広げるため。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.11.7.1. ソフトウェアの基本要件(2)⑤」を以下のとおり追記します。 ⑤ 選定したクラウドサービスにおいてOSSが提供されており、費用対効果の観点及び「3.8中立性に関する事項」より有益であると判断できる場合には積極的に採用すること。
67	別紙2 要件定義書(案)	54	3.11.8 ネットワーク構成 (3) ネットワーク接続条件	<p>下記の内容を追記願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁システムの所在地(住所情報) 	回線の見積算出に必要なため。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.11.8. ネットワーク構成 (3) 表3-16 No2,3備考列」を以下のとおり修正します。 OPDシステム、共通特実検索システムとの通信に利用する(上記システムは国内に設置している)。
68	別紙2 要件定義書(案)	53	3.11.8. ネットワーク構成	ドメイン名/DNSに係る作業において、受託者の行う作業範囲はどのようになるでしょうか。	見積条件の明確化です。		有	サービス提供の開始までは、現行システムとの並行運用期間開始時のDNS切替作業等を想定しています。上記の作業以外においても、応札者が要件定義書(案)に記載の要件を満たす上で提案した構成や作業内容に応じて、必要となる作業が発生する想定です。 また、障害発生時のSorryページを表示するための仕組みを踏まえ、ルータ等の切替作業が発生するため、要件定義書(案)に当該作業を追記します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
69	別紙2 要件定義書(案)	54-55	3.11.8. ネットワーク構成(3) ネットワーク接続条件表3-16 接続先及び回線種別 No.2,3	OPDシステム及び共通特実検索システムとの接続に利用する広域イーサネットサービスを具体的にご提示願います。	調達条件及び要件の明確化です。		無	<p>広域イーサネットサービスに関しての要件は要件定義書(案)「3.11.8. ネットワーク構成」の記載を参照してください。</p> <p>なお、共通特実検索システムは照会系/検索系それぞれ別のデータセンターにあり、特許庁庁舎にはありません。参考として、現行J-PlatPatと各データセンターとの接続回線は以下のとおりです。</p> <p>共通特実検索システム(照会系)DC: 広域Ethernet(本番用200Mbps帯域保証×2回線、およびバックアップ用ベストエフォート100Mbps×2回線)</p> <p>共通特実検索システム(検索系)DC: 広域Ethernet(本番用100Mbps帯域保証×2回線、および開発用100Mbps帯域保証×2回線)</p>
70	別紙2 要件定義書(案)	54-55	3.11.8. ネットワーク構成(3) ネットワーク接続条件表3-16 接続先及び回線種別 No.2,3	広域イーサネットサービスが複数VLANを多重化できるサービスの場合、本番環境と稼働確認環境でアクセス回線を多重化して利用することを許容され则认为問題ないでしょうか。特に運用期間においては稼働確認環境で必要となる帯域は少なくなると考えられることからトータルコストの削減となると考えられます。	見積条件の明確化です。		無	要件定義書(案)に記載した要件「3.2. システム方式に関する事項」、「3.4.性能に関する事項」、「3.5.信頼性に関する事項」、「3.10.情報セキュリティに関する事項」、「3.11.情報システム稼働環境に関する事項」を満たしていれば問題ありません。
71	別紙2 要件定義書(案)	54-55	3.11.8. ネットワーク構成(3) ネットワーク接続条件表3-16 接続先及び回線種別 No.3	共通特実検索システムとの接続は、文献照会部分と検索部分で別の接続が必要と思われるので、分けて記載頂けますでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	<p>貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.11.8. ネットワーク構成(2) 構成に係る要件 表 3-16」について、No3を以下のとおり修正します。</p> <p>No3 広域イーサネット(共通特実検索システム(文献照会部分)との接続)</p> <p>No4 広域イーサネット(共通特実検索システム(検索部分)との接続)</p>

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
72	別紙2 要件定義書(案)	55	3.11.9. 施設・設備要件 3.11.9.1. オンプレミス／クラウドサービス共通の要件 (4) 施設に係る要件	「本システムは日本データセンター協会(JDCC)が制定した「データセンターファシリティスタンダード」におけるティア3相当の要件を満たした施設またはサービスを選定すること。」について、本システムの運用・保守業務を遂行する上で、大規模震災等も考慮し最適と考えるDCに設置する必要があると考えます。 最適なDCに設置するように、具体的な以下の要件を記載すべきと考えます。 ア建物 ・1981年6月改正の建築基準法に準拠かつ耐震性能はⅡ類相当であること。 ・運用施設またはデータセンタは日本国内に立地されていること。 ・建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。 イセキュリティ ・データセンタの建物・サーバ室を対象に情報セキュリティ対策を実施していること。 ・情報セキュリティ対策は、「3.10. 情報セキュリティに関する事項」を満たすこと。 ウ電気設備 ・受電回線は複数回線により冗長性を確保していること。 ・電源経路(受電設備～UPS入力・UPS～サーバ室PDU)は複数経路により冗長性を確保していること。 ・自家発電設備を有していること。 ・UPS設備は冗長性(N+1)を確保していること。 エ空調設備 ・熱源機器・空調機器は冗長性(N+1)を確保していること。 ・熱源機器・空調機器用電源経路は複数経路による冗長性を確保していること。 オ通信設備 ・引き込み経路は複数経路とし、複数キャリアにより冗長性を確保していること。 ・建物内ネットワークは複数経路により冗長性を確保していること。 カ設備運用 ・8時間/日以上常駐管理を行なっていること。 ・ISO27001の認証又はFISC運用基準において、設備運用に関する項目に準拠した運用を実施していること。 ・所定の手続を実施することで、指定する事業者(例えば外部監査における監査法人等)及び情報・研修館職員の入退館及び館内作業が可能であること。	調達条件及び要件の明確化です。		無	本サービスを提供する上で設置する機器に求める要件として、ティア3相当を求めることで情報・研修館が必要と考える水準が達成できるため、要件定義書(案)に記載のとおりとします。
73	別紙2 要件定義書(案)	56	3.11.9.2 クラウドサービスに係る要件	下記の内容を修正願います。 現在： 「(2)クラウドサービスを選定する際は、以下に対応していることが望ましい。 ①クラウドサービスの提供事業者がISMS制度に準拠したサービスを提供している。 ②クラウドサービスに対する情報セキュリティ報告書または外部機関の監査レポート等を公開している。」 修正案： 「(2)クラウドサービスを選定する際は、以下に対応していること。 ①クラウドサービスの提供事業者がISMS制度に準拠したサービスを提供している。 ②クラウドサービスに対する情報セキュリティ報告書または外部機関の監査レポート等を公開している。 ③本システムで要求する要件について、事前の承諾なく、クラウドサービス事業者側の都合による仕様変更がないこと。」	パブリッククラウドサービスは世界規模で見れば、数多くの種類があり、ある程度の基準を設けた選定を行わないと、品質・セキュリティレベル共に非常に低いものが採用される恐れがあるため、左記については必須要件にされるべきと考えます。 また、日本国内の法令が適用されない可能性がある場合はさらにリスクが大きくなります。 例として、事業者側での勝手な仕様変更が不定期に行われる可能性があるため、本件の仕様合わなくなった場合、不定期に別サービスへの移行が発生する可能性があります。 サービスの移行が多発すると、作業コストや提供中サービスへの影響が発生するため、左記要件の修正・追記をお願いします。		無	クラウドサービスの仕様等の変更有無に関わらず、応札者が契約期間中は本要件定義書(案)の要件を満たす必要があります。万が一クラウドサービス事業者により本サービスに影響のある箇所の仕様変更が行われた場合でも、当該サービスを選定した応札者の責によるため、本契約の範囲内で対応する必要があります。そのため、本要件は要件定義書(案)に記載のとおりとします。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
74	別紙2 要件定義書(案)	55	3.11.9.2. クラウドサービスに係る要件 (2) クラウドサービスを選定する際は、以下に対応していることが望ましい。	本システムの運用・保守業務を遂行する最適なクラウドサービスを選定するにあたり、他公的資格の取得についても要件に記載するべきと考えます。 以下の認証・資格等を取得していること ・品質マネジメントシステム「ISO9001」 ・環境マネジメントシステム「ISO14001」 ・情報セキュリティ保証「ISO/IEC27001」 ・ITサービスマネジメント「ISO/IEC20000」 ・金融機関等コンピュータシステム安全対策基準(FISC)適合証取得 ・アイエスレーティング社 情報セキュリティ格付けでAAAisを取得していること。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.11.9.2. クラウドサービスに係る要件」を以下のとおり修正します。 (2) クラウドサービスを選定する際は、以下に対応していることが望ましい。 ① クラウドサービスの提供事業者がISMS制度に準拠したサービスを提供している。 ② クラウドサービスに対する情報セキュリティ報告書又は外部機関の監査レポート等を公開している。 ③以下の資格を取得していること。 (ア)品質マネジメントシステム(ISO9001) (イ)ITサービスマネジメント(ISO/IEC20000)
75	別紙2 要件定義書(案)	55	3.11.9.施設・設備要件 3.11.9.1オンプレミス/クラウドサービス共通の要件 (1)基本方針	「利用者に関する情報やアクセスログ等、利用者に公開しない情報を管理する機器については、日本国内の法令が適用される場所に設置すること。」と記載されておりますが、クラウドサービスとアクセスログは同一クラウド上に置かざるを得ないため、「利用者に関する情報やアクセスログ等、利用者に公開しない情報を管理する機器については、日本国内の法令が適用されない場所に対する設置を許容する。」という表現に変更することをご提案いたします。	「本システムをととして利用者に公開される情報について管理する機器は、日本国内の法令が適用されない場所に対する設置を許容する。」との記載がございましたが、クラウドサービスとアクセスログは同一クラウド上に置かざるを得ず、実質的に日本国内の法令が適用される場所に設置することが必要になるものと考えます。 より競争力の高い最もコストメリットのあるクラウド業者のサービスを利用することが非常に重要であると考えており、ご提案出来る表現に変更することで、ご提案の幅を広げるため。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.11.9.1オンプレミス/クラウドサービス共通の要件 (1)基本方針」を以下のとおり修正します。 ユーザが入力した検索式、検索キーワード等の情報や、個人情報等の非公開の情報については日本国内の法令が適用される場所に設置すること。ただし、機器へのアクセス元IPアドレス、アクセス日時等のアクセスログ(検索式、検索キーワード等は含んではならない)については上記以外の場所に設置することを許容する。
76	別紙2 要件定義書(案)	62	3.13.2.2. データ調査	「移行対象とするデータについて、不正データが存在していることが分かっており、そのデータ補正が必要となる。詳細は閲覧資料である「調査事業成果物一式」を確認の上、判明しているデータ不正に対応しつつ、未知のデータ不正を発見した場合も情報・研修館と協議の上、対応方針について検討すること。」に関して、「調査事業成果物一式」に含まれておらず、現行システムで検知済みの不正データの情報等(長大公報や不正イメージデータなど案件特定情報等)のご提示が可能であれば、事業者が閲覧できる資料に追加ください。	調達条件及び要件の明確化です。		無	「調査事業成果物一式」内の「調査報告書 5.2.3. 初期データ構築に係る調査の結論」等により、不正データのパターンを参照してください。
77	別紙2 要件定義書(案)	64	3.13.3.3. 現行システムとの並行運用期間における対応	並行運用期間の終了の決定時期はいつ頃の想定となるでしょうか。また、並行運用期間の終了の決定から終了までの期間はどの程度となる想定でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	調達仕様書(案)「1.7. 作業スケジュール」に記載のとおり、並行運用期間は平成31年5月7日から6月30日までの期間としており、一連のジョブや処理を実行する必要があることから、1ヶ月程度は並行運用期間が必要と考えています。そのため、並行運用期間の終了に関する決定時期は、6月上旬頃と想定しています。 なお、正確な日程は、移行テスト等を踏まえて応札者と情報・研修館で協議の上、決定する想定です。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
78	別紙2 要件定義書(案)	65	3.13.4.1. 初期蓄積データ	初期蓄積データが提供される時期をご提示願います。	スケジュールの明確化です。		無	現時点で明確な提供時期は決まっています。契約後に応札者が想定するスケジュール等を踏まえ、応札者と情報・研修館で協議の上、決定する予定です。
79	別紙2 要件定義書(案)	65	3.13.4.1. 初期蓄積データ	整理標準化データは過去分も含めて情報提供サーバより提供されるとの認識でよいでしょうか。 その場合インタフェース経由での提供と考えてよいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	初期蓄積データは基本的に情報・研修館より提供する媒体若しくは現行システムに蓄積したデータからの移行を想定しています。貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.13.2.7. データ蓄積」及び「3.13.4. 移行対象データ」を修正します。
80	別紙2 要件定義書(案)	65	3.13.4.2.(1) 表示用コンテンツ(過去データ) 表 3-18 No.2	現行システムからの移行データとして、「不登録・周知著名照会用データ」が記載されていますが、付録9のNo.10、No.11と同一のデータであるという認識です。 データが重複していますので、移行対象を明確にすることでコスト削減が可能になると考えます。	見積に影響するため。		無	「付録9 蓄積データ管理表」は運用時において蓄積する必要があるデータであり、意見の該当項目についてはシステムの運用開始までに蓄積するデータの移行元を記載している箇所になります。そのため、データとしては同一になりますが重複はしていません。
81	要件定義書(案)	65	3.13.4.2.(1) 表示用コンテンツ(過去データ) 表 3-18 No.2	現行システムからの移行データとして、「商品・役務名データ」が記載されていますが、付録9のNo.14～No.18と同一のデータであるという認識です。 データが重複していますので、移行対象を明確にすることでコスト削減が可能になると考えます。	見積に影響するため。		無	「付録9 蓄積データ管理表」は運用時において蓄積する必要があるデータであり、意見の該当項目についてはシステムの運用開始までに蓄積するデータの移行元を記載している箇所になります。そのため、データとしては同一になりますが重複はしていません。
82	要件定義書(案)	67	3.15.1 教育対象者及び教育方法	「表3-22 教育対象及び教育方法」の教育対象者「特定ユーザ」に対する教材/教育の内容について「公報固定アドレスサービス」「検索結果一覧CSV出力サービス」「AIPN」も必要であると考えます。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社認識のとおりです。 要件定義書(案)「3.15.1. 教育対象者及び教育方法 表 3-22 No1」の教育の内容列について、以下のとおり修正します。 ・本システム搭載機能(表 2-1 提供する機能に記載の機能)の説明 ・本システムの操作手順 ・現行システムとの相違点 ・情報・研修館職員が関わる運用機能の操作手順や蓄積データの受渡し方法等(本システムの運用に関わる職員のみ対象) また、CSV出力機能の内容について再検討した結果、要件定義書(案)「3.10.3. 情報セキュリティに係る要件 (5) データ保護① 機密性・完全性の確保(イ) 保存情報の機密性確保」を以下のとおり修正します。 ・ユーザが画面より入力した情報(検索時の論理式等)をログにて保存する場合やCSV出力機能の申請により入力される情報については、当該情報を暗号化して保存すること。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
83	別紙2 要件定義書(案)	67	3.15.1. 教育対象者及び教育方法 表3-22 教育対象及び教育方法	研修形式の操作説明は、実施回数は何回を想定しているか記載頂けませんか。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.15.1. 教育対象者及び教育方法」を以下のとおり修正します。 (2) 研修形式の操作説明は、PC画面を直接確認しながら進める想定であるため、情報・研修館内の一室にて実施すること。なお、研修時に用いる備品やPCは情報・研修館で手配する。なお、研修回数は1回から3回程度を想定している。
84	別紙2 要件定義書(案)	68	3.15.1.1. 教育に使用する教材	特許情報プラットフォームマニュアルは一般ユーザ向けの教育教材であるためそのコンテンツのわかりやすさは一般ユーザの満足度に影響すると考えられます。 マニュアルのコンテンツの内容が評価されるべきと考えます。	調達条件及び要件の明確化です。		無	特許情報プラットフォームマニュアルのコンテンツのわかりやすさが一般ユーザの満足度に影響される点について、貴社認識のとおりです。
85	別紙2 要件定義書(案)	68	3.16.2. 運用業務の基本要件(3)	「日々の運用業務において、情報・研修館からの問合せ及び調査・検討依頼等を受けた場合～」とありますが、過去の問合せ実績件数及び問い合わせ内容の例を記載した方が良いと考えます。	見積に影響するため。		無	閲覧資料「月次報告資料」に記載されている情報を参照してください。
86	別紙2 要件定義書(案)	71	3.16.2.1. 本システムの運用業務	「バルクダウンロード用データの過去分について提供申請を受け付け、申請があった場合に提供する業務。過去分の提供手段については、申請者の費用負担によるハードディスクの郵送等により行う。」に関して、過去分の提供申請は月間何件程度発生すると想定されているでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	現行システムでは平均2件/月程度発生しており、本サービスでも同様の件数が発生する想定です。ただし、サービス開始直後は、この想定より多くなる可能性があります。
87	別紙2 要件定義書(案)	71	3.16.2.1.(10) 各種サービスのユーザ管理③	「認証したユーザは一般ユーザより優先的に利用できる仕組み」とありますが、「優先的に利用」の機能を具体的に記載すべきと考えます。	要件を明確にするため。		有	優先制御に対する要件は、要件定義書(案)「2.1. 機能の概要 (2) 特定ユーザ向けサービス ④」に記載のとおり、帯域確保のみであり、「優先的に利用する機能」に対する要件は不要であるため、要件定義書(案)「3.16.2.1.(10) 各種サービスのユーザ管理」を以下のとおり修正します。 ③ AIPN(Advanced Industrial Property Network)について、IP認証に加えて、ID/パスワード認証も可能とすること。
88	別紙2 要件定義書(案)	72	3.16.2.1.(14) ロボットアクセス等不正アクセス対応に係るアドレス制御①	「情報・研修館から指定されたIPアドレスについて、接続拒否設定/接続拒否設定解除を行うこと」及び「情報・研修館の指示に従い迅速に対応可能な体制としておく」とありますが、貴館からIPアドレスの指定を画面上で実施していただき適用する運用とする方が良いと考えます。	画面にて指定していただくことにより運用コストの削減ができればと考えます。		無	要件定義書(案)「3.16.1. 運用における基本方針」に記載のとおり、ライフサイクルコストだけでなくシステムの安定稼働に繋がる提案であれば許容されますが、情報・研修館に作業担当を変更したのみでは上記に記載したコスト削減の提案とは考えられないため、許容しません。
89	別紙2 要件定義書(案)	73	3.17.1. システム保守要件(5)	「システム保守の対応時間」について、「情報・研修館から要請した場合はこの限りではない」とありますが、応札者が運用コストを算出するために、想定される「要請」の頻度と内容について記載すべきと考えます。 「要請」は、「対象製品の故障の重要度、サービス停止等」と同様に「緊急度が大きい」場合に限られると考えてよろしいでしょうか。その場合、「システム保守対応の対応時間は、ヘルプデスク対応時間に準ずる。ただし、対象製品の故障の重要度、サービス停止等により緊急度が大きいと判断した場合、及びその他の理由により緊急度が大きいと情報・研修館が判断し要請した場合はこの限りでない。」と記載頂いた方が明確になります。	作業内容及び頻度によっては24時間体制を取らざるを得ない状況が考えられ、コスト増加の要因となるため。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.17.1. システム保守要件」を以下のとおり修正します。 3.17.1. システム保守要件 (5) システム保守対応を行うための体制・時間については、可用性目標値の遵守を踏まえて検討すること。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
90	別紙2 要件定義書(案)	74	3.17.2. ハードウェア保守要件(2)	「本システムの停止や性能劣化が発生しないように、クラウドサービスが提供するオートスケール等を利用し、システムの安定稼働に最適なリソースを保持し続けること。」とあります。これは、一時的なアクセス増のために用意するものという認識でよろしいでしょうか。要件以上のトランザクション数が継続して発生した上で、性能劣化を許容されない場合、クラウドサービス費用の清算方法について記載をお願いします。	見積に影響するため。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.17.2. ハードウェア保守要件」を以下のとおり修正します。 3.17.2. ハードウェア保守要件 (2) パブリッククラウドサービスの場合は、本システムの停止や性能劣化が発生しないように、クラウドサービスが提供するオートスケール等を利用し、システムの安定稼働に最適なリソースを保持し続けること。なお、システム拡張にあたっては、リソース拡張計画を作成の上、情報・研修館の了承を得て実施すること。また、「3.3.3.1オンライン処理」に記載したトランザクション数を超えた処理件数が1ヶ月以上継続した場合におけるリソース拡張等に伴う追加費用については、情報・研修館と協議の上、決定するものとする。
91	別紙2 要件定義書(案)	74	3.17.3. ソフトウェア保守要件(2)	「修正パッチ」や「修正モジュール」が不具合の修正(セキュリティ対策含む)の場合のみに「適用可否」の確認を行う記載にすべきと考えます。	確認回数を少しでも低減することで、ライフサイクルコストの低減につながるため。		無	開発元及びコミュニティより提供されるパッチについては全てを対象として適用可否を確認することがシステムの安定稼働につながると考えるため、要件定義書(案)に記載した要件のとおりとします。
92	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	1	A2 特許・実用新案番号照会 1 入力画面	「利用者が選択した番号種別と入力番号との組み合わせで対応する文献が見つからない場合は、番号種別に関係なく入力番号と一致する番号がないか自動で検索すること。」とありますが、この場合の応答時間目標値は「検索1秒以内」を適用しないと考えると良いでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	当該機能を追加した場合についても、本システム内の応答時間目標値(処理時間)は、「検索:1秒以内」に含みます。 ただし、「特許・実用新案番号照会」については、外部システム「共通特実検索システム」との連携が必要であり、外部システム側の仕様や目標値達成状況に応じて利用者の利便性が低下しない範囲で応答時間目標値を見直す可能性があります。
93	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	1	A2 特許・実用新案番号照会 1 入力画面	「利用者が選択した番号種別と入力番号との組み合わせで対応する文献が見つからない場合は、番号種別に関係なく入力番号と一致する番号がないか自動で検索すること。」とありますが、利用者が本来意図していない案件もヒットすることになりますが、それでもよろしいでしょうか。また、実現した場合、入力でヒットしたものと、自動でヒットさせたものを切り分けて表示する必要はありますか？	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社意見に記載されているように、「入力でヒットしたものと、自動でヒットさせたものを切り分けて表示する」方法は、利用者の利便性・効率性に有益と考えています。当該内容については利用者の利便性・効率性を考慮の上、設計フェーズにて詳細に検討・設計してください。
94	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	1	A2 特許・実用新案番号照会 1 入力画面	特許・実用新案番号照会で、「入力番号で、ハイフンやHやSなどが無い番号を入力しても正しい番号を予測して検索できるようにする。」とありますが、入力された値の区切りが判別つかないケースがあるかと思えます。(例: 201612→2016-12 または H20-1612)システム側である一定の法則を設定し、補完処理をして実現することも可能であるとは思いますが、本来利用者が意図していない案件が多くヒットすることになるともいえます。それでもよろしいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおり、一定の法則をもとに補完処理を実装してください。また、本機能は現行システムにおいても実装されている機能です。現行システムと同等以上と考えられる機能を提案してください。
95	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	1	A2 特許・実用新案番号照会 1 入力画面	「入力ボックスには、番号リストのCSV入力を可能とすること」とありますが、番号リストの内容を利用者がコピー＆ペーストして入力ボックスに貼り付けて検索できると理解して良いでしょうか。番号リストのCSVファイルをアップロードして入力ボックスに反映するようなイメージではないことを確認させてください。	調達条件及び要件の明確化です。		無	CSVファイルをアップロードする手法を想定しています。ただし、当該要件の実現方法を限定しているわけではないため、利用者の利便性向上及びコスト低減に資する実現方法を提案してください。
96	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	1	A2 特許・実用新案番号照会 1 入力画面	「検索ヒット件数に閾値を設定し、検索結果が当該閾値を超えた場合は先頭の閾値までの文献のみを表示すること(特許・実用新案を除く。)」との記載がありますが、特許・実用はどのような動作をすることを想定されているでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	特許・実用新案は、外部システム側(共通特許検索システム)で検索結果の上限が設定されているため、本システム側で当該処理(閾値の設定等)を実装する必要はありません。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
97	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	1	A2 特許・実用新案番号照会 1 入力画面	「検索結果は、各項目でソートができるようにすること」という記載がありますが、ソートキーは前回指定したキーを記憶するか、毎回デフォルト設定で表示させるか、どちらを想定されているでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	利用者の利便性向上に資する実現方法を提案してください。 利用者の利用方法として、例えば検索結果一覧画面及び詳細表示画面の画面間の遷移は多く発生することが想定されるため、ソートキーを記憶することが利便性の向上に寄与できると想定しています。実現方法のメリット・デメリットを踏まえた上で提案してください。
98	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	1	A2 特許・実用新案番号照会 1 入力画面	「英語版は、全文機械翻訳だけでなくPAJも表示可能とすること。」との記載がありますが、具体的に記載願います。 例えば、種別としてPAJを選択可能とすることでしょうか。あるいは公開・公表特許公報に替えてPAJを表示するということでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	当該要件は記載箇所に誤りがありました。特許・実用新案番号照会の詳細表示画面に対する要件であるため、要件定義書(案)「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」を修正します。 当該要件は現行システムと同様、英語版の特許・実用新案番号照会にて検索した結果を詳細表示画面に表示する際に全文機械翻訳された公報を表示するのみでなく、PAJを別タブ等で表示するための要件です。
99	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	2	A2 特許・実用新案番号照会 3 詳細表示画面	「開放特許情報を表示すること。(開放特許情報DBへのリンクを設けること。）」との記載がありますが、英語版への対応は開放特許情報DB側でなされるのか明記願います。	調達条件及び要件の明確化です。		有	英語版においては開放特許情報DBへのリンクを設ける必要はありません。 貴社意見を踏まえ、「別紙2 機能一覧(オンライン(画面))」を修正します。
100	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	2	A3 特許・実用新案検索 入力画面	「検索対象は、国内公報・文献のみでなく、外国文献、非特許文献を対象とすること。」との記載がありますが、現行システムでは外国文献についてはアメリカ、EPO、中国、韓国、WIPO、イギリス、ドイツ、フランス、スイス、カナダの対象国に対して文献番号を指定して検索する機能が提供されています。次期システムではこれら全ての外国についてテキスト検索を提供するのではなく、アメリカのみを対象とした英語検索を提供するとの認識であってはいませんか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	現行システムと同様、外国文献はアメリカ、EPO、中国、韓国、WIPO、イギリス、ドイツ、フランス、スイス、カナダの文献についても文献番号で検索する機能を提供する必要があります。また、検索機能は共通特実検索システム側の仕様とあわせる必要があります。貴社意見を踏まえ、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「共通特実検索システム(検索部分)の設計書」を追加しますので、参照してください。 要件を明確化するために、「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」を修正します。
101	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	2	A3 特許・実用新案検索 入力画面	「近傍検索を可能とすること」に関して、近傍検索で対象とするキーワード数は2キーワード、指定キーワード間の文字数(〇〇文字以内)を指定して検索する機能レベルを想定すれば良いでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	情報・研修館が提供する閲覧サービス(公報閲覧室において特許審査官と同等のサーチ端末)に実装されている近傍検索機能と同じ仕様を想定しています。 契約締結後に当該仕様を情報・研修館より提示します。
102	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	3	A4 PAJ検索	PAJは公開特許公報を英訳したものと認識ですが、日本語版のPAJ検索機能が必要となる要件はどのようなものでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」A4 PAJ検索に示すとおりです。 PAJ検索は、現行システムでは英語版画面での提供のみでしたが、日本語版と英語版の機能性の統一のためPAJ検索機能を日本語版の画面に設けます。
103	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	3	A4 PAJ検索 1 入力画面	PAJは公開特許公報を英訳したものと認識ですが、日本語版のPAJ検索では、入力されたキーワードを英訳して本システムに蓄積されたPAJデータの検索を行う機能との理解でよろしいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	日本語版画面にてPAJ検索を行う際に入力するキーワードは英語での入力を想定しています。 日本語で入力したキーワードを英訳することは想定していません。また、特許庁が提供する機械翻訳プラットフォームにおいてもキーワードを日本語から英語に翻訳する機能は提供されません。
104	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	3	A4 PAJ検索 3 詳細表示画面	PAJは公開特許公報を英訳したものと認識ですが、日本語版のPAJ検索の詳細表示画面では、PAJデータを機械翻訳プラットフォームで和訳したものを表示する機能との理解でよろしいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	日本語版画面にてPAJ検索した場合でも、詳細表示画面にて表示するPAJは和訳しない想定です。英文抄録として表示します。また、特許庁が提供する機械翻訳プラットフォームにおいてもPAJを英語から日本語に翻訳する機能は提供されません。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
105	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	3	A3 特許・実用新案検索 1 入力画面 特記事項	「少なくとも住所の県名(国内)、国名(外国)での検索を可能とすること。ただし、番地による検索は不可とする。」との記載がありますが、画面入力項目の検索項目には住所に関わる項目が無いように思われます。住所検索を行う項目を明示願います。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、画面入力項目の検索項目に「出願人住所」及び「発明者住所」を追加します。
106	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	3	A4 PAJ検索 機能概要	補足として「本機能は次のサブ機能を含み、機能間の連携(検索結果の他機能による絞り込み)を可能とする。 ・分類・テキスト検索: 共通特実(検索)及びJ-Globalの検索機能を利用」との記載がありますが、J-Globalの検索機能を利用した絞り込みが可能である場合、紐付けを行う情報を提示願います。	調達条件及び要件の明確化です。		有	PAJ検索結果に対して、J-GLOBAL検索機能での二次検索は不適切であるため、要件定義書(案)「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」を修正します。
107	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	3	A3 特許・実用新案検索 機能概要	補足として「本機能は次のサブ機能を含み、機能間の連携(検索結果の他機能による絞り込み)を可能とする。 ・合金検索: 共通特実(検索)の検索機能を利用 ・PAJ検索: 媒体蓄積のデータによりJPP内で検索システムを構築」との記載がありますが、日本語版においてもPAJ検索を利用した絞り込み機能が必要との理解でよろしいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおり、日本語版においてもPAJ検索を利用した絞り込み機能が必要です。
108	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	4	A9 合金検索サービス 1 入力画面 特記事項	「英語版の検索対象範囲は、国内文献の和文を対象とする。そのため、英語画面でも日本語入力を可能とすること。」との記載がありますが、キーワードの機械翻訳は行わずに共通特実(検索)にパラメータとして引き渡すとの認識でよいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおり、キーワードの機械翻訳は行いません。また、特許庁が提供する機械翻訳プラットフォームにおいてもキーワードを英語から日本語に翻訳する機能は提供されません。
109	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	4	A9 合金検索サービス 1 入力画面 特記事項	「英語版では、機械翻訳プラットフォームで翻訳した結果を表示すること。」との記載がありますが、『別紙2 要件定義書(案) 2.1 機能概要』においては、「英語版におけるコンテンツの提供については、固定部分(項目名、ヘルプ等)は全て人手翻訳による英語で提供」との記載されております。本記載は誤記でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	人手翻訳による英語で提供する部分は、要件定義書(案)に記載のとおり固定部分(項目名、ヘルプ等)のみです。機械翻訳プラットフォームで翻訳することが可能なものは、書類や公報のみであり、検索した結果を動的に表示する部分です。
110	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	4	A9 合金検索サービス 4 様式D画面 特記事項	「文献番号 + 発明番号をキーに共通特実の様式D情報取得インターフェースを呼び出し、画面に表示するための情報を取得すること。」との記載がありますが、付録10 外部インターフェース一覧には該当の記載がありません。外部インターフェース一覧にも記載をお願いします。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、合金検索に関するインターフェースを「付録10 外部インターフェース一覧」に追記します。
111	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	4	A9 合金検索サービス 4 様式D画面	様式D画面の具体的な画面イメージを提示願います。	調達条件及び要件の明確化です。		有	様式D画面の画面イメージは、共通特実検索システム(検索部分)が提供する機能と同等のものを想定しています。仕様の詳細が明確となるよう、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「共通特実検索システム(検索部分)の設計書」を追加します。
112	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	4	A9 合金検索サービス 検索結果一覧画面	「共通特実の様式E情報」との記述がありますが、具体的にはどのような情報でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	合金検索サービスの検索結果一覧画面に表示する情報(文献番号、含有成分、その他元素)が様式E情報相当となります。仕様の詳細が明確となるよう、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「共通特実検索システム(検索部分)の設計書」を追加します。
113	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	5	A13 意匠番号照会 1 入力画面 特記事項	「英語版で提供対象とする情報は、日本国の公報、文献、経過情報とする。」との記載がありますが、ここでの「文献」が示すものを具体的に記載願います。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」を修正します。英語版で提供する情報は、日本語版と同様、国内公報、意匠公知資料、外国公報です。
114	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	7	A22 商標検索 1 入力画面 特記事項	「検索結果を全件一覧表示するかどうかを選択できるようにすること。」との記載がありますが、具体的に記載願います。例えば、検索結果件数にしきい値を設けて、その件数以上の場合に表示するかどうかを選択させるといったことでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	「付録2 機能一覧(オンライン(画面)) ID:A22-2」の特記事項に記載のとおり、検索結果一覧画面は動的に表示する方式とする必要があるため、対象の要件は削除します。
115	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	7	A22 商標検索 1 入力画面	商標の出願・登録情報、各種公報、日本国周知・著名商標及び不登録標章のそれぞれの入力項目は数が多くなるため、タブでの切替も考慮する必要があります。	調達条件及び要件の明確化です。		無	「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」の「提案要求事項」に記載のとおり、利用者の利便性・効率性を踏まえた画面構成を提案することを許容しています。実現方法については利用者の利便性・効率性を考慮の上、設計フェーズにて詳細に検討・設計してください。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
116	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	8	A26 商品・役務名検索 1 入力画面	「国際分類版を選択できるようにすること。」との記載がありますが、選択できる版が増える又は入れ替わることも考慮する必要があると考えます。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社認識のとおりです。貴社意見を踏まえ、選択できる版の追加及び変更に対応する必要があることを「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」に追記します。
117	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	8	A26 商品・役務名検索 機能ID:1 入力画面	「同義語検索も可能とすること」と記載がありますが、同義語の辞書は提供されますでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	同義語検索に関する要件を修正します。同義語検索の実装は応札者の提案とします。なお、同義語検索の実装を提案する際には、情報・研修館から辞書の提供が行われないことを前提としてください。
118	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	8	A22 商標検索	商標出願・登録情報照会結果画面と詳細表示画面は表示項目数が異なるのみで、同様の機能と考えられます。表示形式を切り替えられるようにすることで、両機能を統合した場合も要件は満たせるとの認識でよいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	商標出願・登録情報照会結果画面は、出願登録情報(権利の最新情報)を表示することを目的とした画面です。詳細は「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」の「提案要求事項」を参照してください。なお、両機能の統合は、利用者の利便性・効率性を踏まえた上で提案することを許容しています。
119	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	9	A27 商品・サービス国際分類表	「ニース協定に基づく商品・サービスの国際分類表[第9版及び第10-2013版]」を類似群コード付で参照でき、第10-2014版及び第10-2015版は特許庁HPへリンクする。」との記載がありますが、リンク対象となる版が増える又は入れ替わることも考慮する必要があると考えます。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社認識のとおりです。貴社意見を踏まえ、リンク対象となる版の追加及び変更に対応する必要があることを「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」に追記します。
120	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	9	A31 審決情報検索 入力画面	「知財高裁の裁判例検索へのリンクを設けること」とは、知的財産高等裁判所の提供する「裁判例検索サイト」へのリンクURLを本システムの審判入力画面上に表示しておくという理解で良いでしょうか。事件番号同士で本システムと裁判例検索の案件をリンクするというのではないかと明確にさせて下さい。	調達条件及び要件の明確化です。		無	「裁判例検索」へのリンクURLを本システムの審判入力画面上に表示しておくという理解で認識相違ありません。
121	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	10	A38 ワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会	「本画面で表示したい分類・引用情報を出版番号等で選択できるようにすること。」に関して、出版番号とは分類の版数の選択を意図された記載でしょうか。それとも出願番号の誤記でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	出版番号ではなく出願番号であるため、「付録2 機能一覧(オンライン(画面)) 機能ID:A38」を修正します。
122	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	10	A38 ワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会 1 ワンポータル画面	「書類実体の原文PDF、英訳PDF及び原文XMLを呼び出すボタンをそれぞれ設けること。」との記載がありますが、原文XMLはダウンロード画面を設ける想定でしょうか。原文PDFや英訳PDFについては画面表示をする想定でしょうか。原文XMLの提供形態について具体的に記載願います。(ダウンロードによる提供、ブラウザ上での表示による提供)	調達条件及び要件の明確化です。		有	原文XMLはダウンロードによる提供を行う想定です。また、原文PDF及び英語PDFについては、現行システムと同様に画面表示をする想定です。貴社意見を踏まえ、要件を明確化するため「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」にダウンロードによる提供を行う必要があることを追記します。
123	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	10	A39 文献固定アドレスサービス 1 文献固定アドレス機能 特記事項	「日本語版:IPアドレス等によるアクセス制御を行い、国内のIPアドレスからの利用の場合のみサービスを提供する。なお、外国からの日本語サービスへのアクセスは流量制御のうえサービスを提供すること。」との記載がありますが、英語版での制御も考慮する必要があると考えます。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見のとおり、英語版での制御も考慮する必要があります。「付録2 機能一覧(オンライン(画面)) 機能ID:A39」を修正します。
124	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	10	A38 ワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会	現行存在するOPD照会の入力画面は設けずに、特実番号照会/検索の結果一覧/詳細表示画面を介してワンポータル画面にアクセスするとの認識でよいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	現行システムにあるワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会の入力画面は設けない想定です。ただし、特許・実用新案番号照会サービス、特許・実用新案検索サービスのみでなく、経過情報からもワンポータル画面に遷移を可能とする想定です。
125	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	10	A38 ワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会 1 ワンポータル画面	書類一括ダウンロードとは、ワン・ポータル・ドシエサーバから取得したPDFをアーカイブしてダウンロード可能とする想定でしょうか。あるいはPDFを結合したファイルをダウンロードする想定でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	当該要件は誤記のため削除します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
126	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	12	A47 バルクデータダウンロード	対象のデータの範囲(保持期間)を明示願います。	調達条件及び要件の明確化です。		無	要件定義書(案)「3.3.2. データ量(3)バルクダウンロード用データ」に記載のとおり、バルクダウンロード用データの想定容量は600GB程度であり、その範囲の中で保持期間を情報・研修館と協議の上で決定してください。
127	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	12	A48 公報固定アドレスサービス(大学、研究機関向け) 公報固定アドレス機能	「アクセスしてきたユーザのIP アドレスと認可するユーザが登録されているアクセス可能ユーザリストを突き合わせるなど、許可されたアクセスかを判定できるようにすること。」とありますが、公報固定アドレスは、ユーザにも理解可能なURLとし、URLパラメタ部分を書き換えれば、アクセス可能ユーザであれば、どの文献でもアクセス可能とよろしいのでしょうか？	調達条件及び要件の明確化です。		無	調達仕様書(案)のすべての要件(特にセキュリティ要件や性能要件、稼働環境等)を満たすことができれば実現方法は問いません。
128	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	12	A49 検索結果一覧CSV出力サービス CSV認証画面	利用者がパスワードを忘れた場合、新しいパスワードを再設定させるための画面を設ける想定か、サポートに問い合わせをしてもらい運用で対応する想定か、どちらを想定されているでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	パスワード再設定用の画面を設けることは必須要件ではありません。利用者の利便性及び本システムのライフサイクルコスト低減を踏まえ、提案してください。
129	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	12	A53 開放特許情報DB向け経過情報・各種文献情報提供	開放特許情報DB向けに提供する情報は日本語版のみとなるか明記願います。	調達条件及び要件の明確化です。		無	英語版の開放特許情報DB向けにはPAJの情報を提供する想定です。
130	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	12	A59 アクセス統計機能	アクセス統計機能について、最低限必要となる集計単位時間等の条件はありますか？	調達条件及び要件の明確化です。		無	現行システムと同等以上と考えられる機能を提案してください。また、現行では、日単位、月単位での集計が可能となっています。
131	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	12	A92 AIPN	AIPNの利用申請についてはメールや問い合わせフォーム等での受付を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。(バルクデータダウンロードや公報固定アドレスサービスについてはP12にメールや問い合わせフォームで受付をするとの記載があります)	調達条件及び要件の明確化です。		無	AIPNの利用申請は、海外特許庁からの利用申請を日本国特許庁が受け付けます。利用申請があった場合に、情報・研修館がメール等により必要事項を受託者に連絡し、登録作業を実施していただく想定です。
132	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	12	A92 AIPN 機能概要	「AIPNからアクセスする各機能の画面には簡易な多言語機械翻訳機能(例えば、Googleウェブサイト翻訳ツール等)を用意すること。」との記載がありますが、一般の英語版と共用することを許容する記載にすべきと考えます。差異を減らすことにより、設計・開発・テストの工数を削減することが可能となります。	調達条件及び要件の明確化です。		無	実装方法は限定していないため、一般の英語版の画面と共用する実装方法は許容しています。ただし、多言語機械翻訳機能は、英語以外での翻訳を想定したものであることや、共用することで保守性の低下が発生しないことなどに留意する必要があります。
133	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	-	公報固定アドレスサービス および、バルクダウンロードサービスの申請の運用について	申請は、Excel帳票のメール添付などで受付し、登録や変更などについては、特に本人確認や重複チェックなどは行わないとの認識でよろしいですか。詐称については、本人が再申請すれば復旧すると想定される為です。	調達条件及び要件の明確化です。		無	セキュリティ要件を担保できる運用方法を提案してください。
134	別紙2付録3 機能一覧(バッチ)	2	B24 バルクデータ蓄積	「バルクデータダウンロード用の機能として、画面からダウンロードされた回数を集計する」との記載がありますが、利用が許可された特定利用者ごとの集計を想定されているでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社認識のとおりです。意見を踏まえ、「付録3 機能一覧(バッチ)」を以下のとおり修正します。 「また、バルクデータダウンロード用の機能として、画面からダウンロードされた回数を利用者、データ毎に集計する。」
135	別紙2付録5 画面出カイメージ	-	-	画面出カイメージについて、ご提示の内容を「参考」に作成すべきか、「遵守」して作成すべきかお教えてください。応札業者の提案の自由度が明確にされるべきと考えます。	調達条件及び要件の明確化です。		無	「付録5 画面出カイメージ」の前提条件に記載のとおりです。画面出カイメージを「参考」として作成してください。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
136	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No1 IPCテーブルデータ	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
137	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No3 公開特許英文抄録(PAJ)(パルクダウンロード用も含む)	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
138	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No5 FI/Fターム英訳(PMGS英語)	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
139	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No6 三極交換データ(EPO)	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	三極交換データ(EPO)は、共通特実検索システムに蓄積するため、本システムに蓄積する必要がなくなりました。 要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」から削除します。
140	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No7 三極交換データ(カナダ)	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	三極交換データ(カナダ)は、共通特実検索システムに蓄積するため、本システムに蓄積する必要がなくなりました。 要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」から削除します。
141	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No8 意匠公知資料イメージデータ	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
142	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No9 意匠公報	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
143	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No10 周知・著名商標データ(審判決・異議決定リスト・商標出願・登録情報データ・英語入力用パンチデータ)	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
144	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No11 不登録標章データ	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
145	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No14 類似商品・役務審査基準	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
146	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No15 三極リスト	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
147	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No16 国際分類データ	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
148	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No17 商標出願の審査において採用された商品・役務名(国内採択)	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
149	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No18 マドプロ公表	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
150	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No19 国際分類データ第9版データ	1回/年でMailでExcel形式で送付されてくるデータに対し、加工処理6カ月、蓄積結果確認2カ月と記載されていますが、蓄積するデータ量(件数)や、加工処理の内容についての記載が必要と考えます。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
151	別紙2付録9 蓄積データ管理表	2	No21 三極交換データ(US)	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
152	別紙2付録9 蓄積データ管理表	2	No22 韓国意匠	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
153	別紙2付録9 蓄積データ管理表	2	No26 全類擬制テーブル(商標検索用)	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
154	別紙2付録9 蓄積データ管理表	2	No27 ウィーン分類表データ、ウィーン分類表データ(英語版)	1回/5年でMailでExcel形式で送付されてくるデータに対し、加工処理6カ月、蓄積結果確認2カ月と記載されていますが、蓄積するデータ量(件数)や、加工処理の内容についての記載が必要と考えます。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
155	別紙2付録9 蓄積データ管理表	2	No28 WIPO Goods & Service マネージャーデータ	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
156	別紙2付録9 蓄積データ管理表	2	No29 紙公報(特実・意匠・商標・審決公報)	「加工処理」に日数が記載されておりますが、加工処理の内容が不明なため、具体的な加工処理の内容と、データ量(件数)のご提示をお願い致します。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「付録9 蓄積データ管理表」に蓄積1回あたりの処理件数(過去実績を踏まえたサンプル値)を記載します。 また、具体的な加工処理については現行システムの詳細設計書や運用手順書を参照してください。また、当該文書の補足説明として、調達仕様書(案)「10.2. 事業者が閲覧できる資料一覧表」に「蓄積データサンプル」を追加します。
157	別紙2付録9 蓄積データ管理表	1	No20 審決公報	媒体確認、蓄積処理が「0日(受領日中)」のデータについて、受領から蓄積完了、蓄積処理結果確認までの目標時間の記載をお願いします。	調達条件及び要件の明確化です。		無	受領日中に蓄積及び蓄積結果確認が完了することが要件であるため、目標時間は特に設けません。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
158	別紙2付録10 外部インタフェース一覧	2	No.37 IF-0038 開放特許ライセンス情報_取得	「初回提供は全件受信し、それ以降は差分での受信とする。」との記載がありますが、初回提供とは移行期間に行われるものと想定されます。要件定義書(案) 3.13.4.1. 初期蓄積対象データにも記載が必要と考えます。	調達条件及び要件の明確化です。		有	初回提供は移行期間中に行う想定です。貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.13.4.4. その他のデータ」に開放特許情報DBより提供されるライセンスとURLの紐付け情報を蓄積する旨を追記します。
159	別紙2付録2 機能一覧(オンライン(画面))	6	A15 意匠分類情報照会	画面出力項目に「定義カード(ツリー形式)」との記載がありますが、ツリー形式での定義カードの具体的な出力イメージを記載願います。ツリー表示の分類リストに対応した定義カードを表示する想定でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	ツリー表示の分類リストに対応した定義カードを表示する想定です。付録2「機能一覧(オンライン(画面))」に追記します。
160	-	-	-	動的翻訳の呼量については「機械翻訳システム構築の要件整理書1.1版」を参考にすると認識です。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおりです。ただし、当該資料は特許庁にて実施している機械翻訳プラットフォームの調査事業で作成された資料のため、機械翻訳プラットフォームの設計・構築時点で仕様が変わる可能性があることに留意して業務を行う必要があります。本システムの設計・構築時に特許庁担当者とインタフェースの詳細について確認・調整が必要です。
161	調達仕様書(案)	12	2.5 提出物・納入物の範囲、納品期日等	設計・開発業務にて想定される提出物及び提出期限とありますが、納品物と提出物の違いは何でしょうか。	仕様を明確にするため。		有	受託者が情報・研修館へ納めるという点で、提出物と納入物に差異はありません。貴社意見を踏まえ、調達仕様書(案)の記載を「提出物」に統一します。
162	付録2	7/13	機能ID A3、スースケースID G-2-2、機能ID 3	「一覧表示の際に、ステータス情報(権利の存続、消滅等の情報)を表示すること。」という記載があります。商標検索においてステータス情報の表示を求められていますが、特実意匠では求められていないという認識でよろしいでしょうか。	仕様を明確にするため。		無	貴社認識のとおりです。
163	要件定義書(案)	74,75	3.17.3. ソフトウェア保守要件(6)	脆弱性が特にハイリスクの場合は、対策パッチより前にシステム停止やネットワーク遮断が必要となると考えられますので、その旨を明記すべきと考えます。また、この場合のシステム停止は、「システム計画停止」扱いとなる旨、記載すべきと考えます。	セキュリティ脆弱性は受託者だけでは完全に防げるものではなく、受託者の過失なく発生する性質があります。また、急遽発生する性質も併せ持ちます。そのため、ファーストアクションとして攻撃を受けないようにする対策が必要です。また、過失が無いものに対して費用の返還を求める条項を記載すると、リスク費が計上される場合があるため、ライフサイクルコストが上昇してしまいます。		無	当該項目は「ソフトウェア保守」について記載する項目であり、システム全体の対策については契約後に運用設計にて定義します。また、SLAの考え方については調達仕様書(案)「9.4.5. サービスレベル未達成時の対応」を参照してください。
164	要件定義書(案)	24	3.2. システム方式に関する事項 表3-3 構成に関する全体方針 No.5情報データ・データベース	「必要に応じて当該データベースから全文検索やKVSに展開及びキャッシュする構成」、 「結果一覧表示用情報のみを保持するための最低限のデータ保存形式としてKVSを利用すること」、 「検索用データベースは、全文検索エンジンを用いる」、 「検索結果を一覧表示するために必要な項目情報をKVSに保持・管理する」、 「経過情報はRDBMSで保持する」 と、要件定義のフェーズから、具体的なシステム実装の方法が指定されておりますが、指定方法以外にも良い方法があれば、ご提案出来る表現について追記することをご提案いたします。	ご指定の方法以外にも良い方法があれば、ご提案出来る表現を追記することで、ご提案の幅を広げるため。		無	情報・研修館が本サービス実現する上で必要最低限の要件のみ記載しているため、要件定義書(案)に記載した内容は現状のままとします。
165	要件定義書(案)	23	3.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針 表3-3 構成に関する全体方針 No.1 システムアーキテクチャ	「Webアーキテクチャ方式を採用すること」との記載がありますが、どういったアーキテクチャを想定されているの具体的に記載頂けますでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	WebクライアントとWebサーバがHTTP(又はHTTPS)プロトコルにより通信を行う一般的なアーキテクチャを指しています。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
166	要件定義書(案)	23	3.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針 表3-3 構成に関する全体方針 No.1 システムアーキテクチャ	情報・研修館の他事業を考慮したシステム構成とすることとありますが、考慮すべき観点を具体的に記載頂けませんか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針 表3-3 No.1を以下のとおり修正します。 ・「特許庁業務・システム最適化計画」、「特許庁業務運営計画」等の特許庁で計画を考慮したシステム構成とすること。
167	要件定義書(案)	24	3.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針 表3-3 構成に関する全体方針 No.5 情報データ・データベース	ファイルはオブジェクトストレージに保存するとの記載がありますが、ファイルの種類(内容)により最適なストレージの選択提案できるよう検討頂けませんか。	見積条件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針 表3-3 No.5」を以下のとおり修正します。 ・ 原本データはRDBMSにより格納情報を管理し、ファイルはファイルの種類や更新頻度、データ容量を踏まえて最適なストレージ(オブジェクトストレージ、ファイルストレージ等)に保存する。
168	要件定義書(案)	24	3.2.1. 情報システムの構成に関する全体方針 表 3-3 No.4	クラウドサービスを利用する場合、本項目に記載のOSはゲストOS以上という認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおりです。
169	要件定義書(案)	24,25	3.2.1. 情報システムの構成に関する全体方針 表 3-3 No.4～No.6	「サービスのコアとなるOS、RDBMS、全文検索エンジンについてはオープンソースソフトウェア(以下、OSS という。)を利用すること」とありますが、SaaSやDBaaSを用いる場合はOS・RDBMS・全文検索エンジンが非公開の場合があります。 「原本データはRDBMSにより格納情報を管理し、ファイルはオブジェクトストレージに保存する。」とありますが、SaaSやDBaaSを用いる場合はデータ格納方法が非公開の場合があります。 「SPARC やPOWER 等のメインフレームアーキテクチャは採用せず、x86アーキテクチャベースの設計とすること。」とありますが、SaaSやDBaaSを用いる場合はCPUやアーキテクチャが非公開の場合があります。 そのため、SaaS・DBaaSを利用する場合は、No.4～No.6の要件は対象外とすべきと考えます。	ライフサイクルコストを低減すること考慮すると、SaaS・DBaaSの活用を積極的に検討した方が良いため。		有	※項番167の回答も参照してください。 貴社意見を踏まえ、No.5のストレージに関する要件については、格納するデータを踏まえて最適なストレージを選択するよう要件定義書(案)「3.2. システム方式に関する事項 表3-3」を修正します。 また、No.6のアーキテクチャに関する要件は削除します。ただし、オンプレミス環境の場合については、要件定義書(案)「3.11.5 ハードウェア構成」を参照してください。 なお、No.4のOS、RDBMS、全文検索エンジンに関する要件については、保守性・移植性の観点から必要なものと判断したため、要件定義書(案)の記載のままとします。
170	要件定義書(案)	24	3.2.1. 情報システムの構成に関する全体方針 表 3-3 No.5	「特許・実用新案については原本データの保管及び検索処理が外部システム(共通特実検索システム(検索部分))により行われるため、検索結果一覧表示用情報のみを保持するための最低限のデータ保存形式としてKVSを利用すること。」とありますが、付録2の機能ID A3-1の特記事項欄に「各種日付(出願日、登録日、審決確定日等)の範囲指定照会を可能とすること。 ※共通特実側の仕様に含まれない審決確定日等の日付範囲の指定も可能とすること。」と記載されており、記載内容が矛盾しております。 審決確定日を用いた範囲指定照会が必要な場合、審決確定日を格納するDBは、別紙2 表3-3 No.5に記載されているような「KVS」ではなくRDBMSにすべきと考えます。	柔軟な構成が可能となることでコスト低減を図ることが可能となるため。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針 表3-3 No.5」を以下のとおり修正します。 ・ 特許・実用新案については原本データの保管及び検索処理が外部システム(共通特実検索システム(検索部分))により行われるため、検索結果一覧表示用情報のみを保持するための最低限のデータ保存形式として原則KVSを利用すること。
171	要件定義書(案)	26	3.2.4 本システムを利用するユーザの環境	「運用期間中に、サポート対象環境において新たなバージョンがリリースされた場合、都度正常に稼働することを確認し。」との記載がありますが、利用者のブラウザについても当該記述の「サポート対象環境」で想定されているでしょうか。例えばChromeなどは利用者が意識していない状態で常に最新化されるため、予め定めた期間ごとに検証を行い、不具合がないかを検証するといった対応をとることは可能でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.2.4 本システムを利用するユーザの環境」を以下のとおり修正します。 「3.2.4 本システムを利用するユーザの環境」 (3) 運用期間中に、サポート対象環境において新たなバージョンがリリースされた場合、都度正常に稼働することを確認し、不具合が確認された場合は対応内容及び期間を提示の上、早急に対応を実施すること。ただし、リリース頻度が短いブラウザ等については、一定間隔で検証を行い、不具合が発生していないかを確認すること。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
172	要件定義書(案)	26	3.2.4. 本システムを利用するユーザの環境(5)	「UTF-8」との記載がありますが、システム間・システム内での文字コードについても併記すべきと考えます。 なお、その際は、一時的にUTF-8以外に変換されることがあることを配慮願います。 (例: JavaVM内においては、文字コードUTF-16で保持されます。)	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「2.6. 外部インターフェースに関する事項」を以下のとおり修正します。 2.6. 外部インターフェースに関する事項 (6) 本システムの文字コードは「3.2.4本システムを利用するユーザの環境」に示すとおり、UTF-8となる。そのため、外部システムから別の文字エンコードでデータが渡ってくる場合(現時点では情報提供サーバから提供される書類実体ではShift JISが用いられることが想定されている。)は、データ受け取りの際にUTF-8に変換すること。また、別の文字エンコードからUTF-8に変更された場合においても、可能な限り改造を行うことなく対応できる仕組みを実装すること。
173	要件定義書(案)	27	3.3.2 データ量 (1) 公報データ	「表3-5 想定される公報データ量」につきまして、表の7つの各データ種別ごとの詳細情報をご提供頂けますでしょうか。例えば、No1 意匠公知に関しては、意匠公知テキスト、意匠公知イメージの各年ごとの蓄積量(GB)をお願いします。No2以降に関しても同じく意匠、商標、審判、PAJそれぞれの蓄積量、および各年ごとの蓄積量をご提供願います。	見積条件の明確化です。		無	提供可能な情報は要件定義書(案)に記載内容のとおりです。
174	調達仕様書(案)	3	1.5.2. 本システムの概要 (1)	「共通特実検索システムより必要なデータを取得する方式となる。(一覧表示するためのデータなど、処理の効率化を目的に本システムに蓄積するデータは一部ある想定。)」とありますが、該当するデータは「付録3 機能ID B1」の機能で蓄積する以下のデータのみという想定で良いでしょうか。 ・付録10 No.5 ・付録10 No.6 ・付録10 No.7 ・付録10 No.8	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおりです。現時点の想定であることから、本業務開始後に改めて確認をお願いします。
175	調達仕様書(案)	7	2.2.(2) 設計①	「本調達仕様書に記載された各要件のうち、不明確、不足又は過剰と考えられる要件について要件の確定を行い改定案としてとりまとめ、情報・研修館の承認を得ること」とありますが、過不足の場合は費用含めて協議していただけないという認識でよろしいでしょうか。	見積に影響するため。		無	「本調達仕様書に記載された各要件のうち、不明確、不足又は過剰と考えられる要件について要件の確定を行い改定案としてとりまとめ、情報・研修館の承認を得ること」の目的は、要件の過不足をなくすことや不明確な要件の確定を行うことであり、要件の大きな変更は発生しない想定です。そのため、要件の再整理に伴う費用の変更は想定しておりません。
176	調達仕様書(案)	7	2.2.(2) 設計②	「分りやすい構成とした上で基本設計書及び詳細設計書として取りまとめ」とありますが、基本設計書に記載すべきと貴館が想定している内容を「共通フレーム2013」等の一般的なフレームワークを参照する形で具体的に記載いただく方が良く考えます。	一般的なフレームワークから成果物を定義することで、応札ベンダ間による認識の差異を最小限とすることができ、落札ベンダによらず成果物の品質を一定にすることができるため。		無	基本設計書及び詳細設計書の構成については、調達仕様書(案)「2.2.設計・開発に係る記載内容 (2)設計 ②」に記載のとおり、受託者が作成し、情報・研修館が承認します。
177	調達仕様書(案)	8	2.2.(2)②(イ) 画面設計	「情報・研修館と事前に合意した画面解像度(パソコンは3種類以上、タブレット、スマートフォンはそれぞれ2種類以上)」とありますが、最大何種類でしょうか。また、それぞれの種類の最大数と画面解像度の明記が必要と考えます。	要件を明確にするため。		無	要件は調達仕様書(案)に記載のとおりです。具体的な種類数及び解像度は要件を満たす範囲で情報・研修館と協議の上決定します。
178	調達仕様書(案)	8	2.2.(2)②(イ) 画面設計	「3回まで繰り返し対応すること」とありますが、設計工程以降に変更要望は発生しないという認識でよろしいでしょうか。	設計工程以降に変更要望が発生することを想定する必要がある場合、手戻り作業が発生するリスクを費用に含める必要があるため。		無	貴社認識のとおりです。ただし、設計工程以降であっても、設計工程における情報・研修館の指摘が正しく反映されていないこと等の受託者の責に起因する変更要望についてはその限りではありません。
179	調達仕様書(案)	8	2.2.(2)②(エ) 外部インターフェース設計	「本システムに必要な外部システムとの連携を整理し、その連携方式、タイミング等を定義すること」とありますが、連携先システムの仕様を閲覧資料に含める必要があると考えます。	責任範囲を明確にするため。		無	連携先システムの仕様に関する資料は、契約締結後に情報提供します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
180	調達仕様書(案)	10	2.3.(2) 運用・保守の準備⑥	「現行特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)業務に係る業者より関連資料を引継ぐことにより」とありますが、関連資料について具体的な内容及びページ数について記載が必要と考えます。	関連資料の引継ぎに必要な工数の見積りに必要なため。		無	引継ぎに必要な主たる関連資料については閲覧資料を参照してください。 また、現行システムの受託者からの引継ぎに関する要件は、要件定義書(案)「3.14.2.現行システムの受託者からの引継ぎ」に記載のとおりです。
181	調達仕様書(案)	11	2.3.(3) 一般ユーザ及び情報・研修館職員向けマニュアル等の作成③	「ヘルプデスクや問い合わせの内容を随時適応し、保守・運用の一部としてマニュアルの改善、修正を行うこと。」とありますが、調達仕様書(案)のP14表2-4には、「一般ユーザ及び情報・研修館職員向けマニュアル」が含まれていないため、こちらにも追加すべきと考えます。	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、調達仕様書(案)「2.5.1.2.運用・保守業務に係る納入物 表2-4」に「特許情報プラットフォーム(日本語版)マニュアル(更新版)」及び「特許情報プラットフォーム(英語版)マニュアル(更新版)」を追記します。
182	調達仕様書(案)	12,13,14	2.5.1.1. 設計・開発業務に係る提出物 2.5.4. 納入物に関する留意事項(1)	2.5.4.納入物に関する留意事項(1)に「2.5.1提出物・納入物」で指定した納入期限までに納入物の検収を受けること。」とありますが、2.5.1.1.設計・開発業務に係る提出物に納入期限が記載されておりません。納入期限を記載すべきと考えます。	要件を明確にするため。		有	当該要件は、項番161に記載のとおり修正します。なお、納入物ではなく提出物のため、提出期限のみ記載しています。 また、情報・研修館は「検収」ではなく「事前確認」を実施します。調達仕様書(案)「6.3.検収」を「6.3.提出物の事前確認」に修正し、要件を以下のとおり修正します。 (1) 受託者は、「2.5提出物の範囲、提出期日等」で指定した提出期限までに提出物の確認を受けること。情報・研修館の確認の結果、提出物の全部又は一部に不足等が判明した場合には、修正・追加等の必要な対応を行った上で再度提出し、確認を受ける必要がある。 (2) 情報・研修館の確認に係る期間はシステム設計・開発業務では、5営業日、運用・保守業務では、2営業日を予定しており、その期間を考慮した上で提出物を作成・提出すること。 (3) 受託者の責により提出期限までに確認が完了しないことで、情報・研修館に不利益が生じた場合は、すべて受託者が損害賠償責任を負う。ただし、情報・研修館や関係業者等に書面をもって通知・督促したにも関わらず、必要な情報や措置実施が得られなかった場合を除く。
183	調達仕様書(案)	14	2.5.2. 提出・納入方法(1)	「USBメモリー、USBインタフェースの外付けHDD等」とありますが、具体的な仕様を明記すべきと考えます。 例) USBマストレージクラスに対応した、USB3.0のインタフェースを持ち、外部電源不要で動作するHDD・SSD・USBメモリ等の記憶媒体。Windows10でソフトウェアをインストールすることなく利用可能なもの。	特殊な媒体を使用すると、本事業終了後に引き継がれたベンダが読み取りにくいものとなる可能性があるため。		有	貴社意見を踏まえ、情報・研修館で読み取れる電子媒体により納入を行うこととなるよう調達仕様書(案)「2.5.2. 提出・納入方法(1)」を以下のとおり修正します。 (1) 電子媒体は、情報・研修館が読み取れる電子媒体に収納し、正副各一式を提出・納入すること。
184	調達仕様書(案)	24	4.4.2.(6) 構成管理③(ウ)	「本番で稼働しているサーバと稼働しているプログラムのソースコードの差異がないことを都度確認の上、確認依頼をした当日中に情報・研修館に報告または確認ができるようにすること。」とありますが、貴館が随時確認できる環境(画面から容易に確認可能)が用意されていれば、要件を満たすと考えても問題ないでしょうか。	運用コスト低減に向けたご提案のため。		無	当該要件は、受託者において、ソースコードの構成管理を適切に行うことが目的であるため、意見に記載されている内容のみでは要件を満たせません。 ソースコード等の構成管理を適切に行うことにより、障害調査、保守時の影響調査、デグレード抑止等に効果があり、かつライフサイクルコストの低減が見込まれる想定です。
185	調達仕様書(案)	24	4.4.2.(6) 構成管理③(ウ)	「本番で稼働しているサーバと稼働しているプログラムのソースコードの差異がないことを都度確認の上、確認依頼をした当日中に情報・研修館に報告または確認ができるようにすること。」とありますが、実態の運用を考えた場合、障害等の緊急時を除き、「当日中」ではなく「翌営業日」等へ緩和した方が良く考えます。	問い合わせのタイミングによっては(20:50等)当日中に回答することが極めて困難であり、運用コスト増加に繋がるため。		有	貴社意見を踏まえ、調達仕様書(案)「4.4.2.(6) 構成管理③(ウ)」を以下のとおり修正します。 (ウ) 本番で稼働しているサーバと稼働しているプログラムのソースコードの差異がないことを都度確認の上、確認依頼をした翌営業日中に情報・研修館に報告または確認ができるようにすること。ただし、障害発生等における緊急時は当日中に情報・研修館に報告または確認ができるようにすること。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
186	調達仕様書(案)	25	4.4.2.(7) 変更管理②	「上記の変更内容は、都度情報・研修館との会議にて協議し、情報・研修館との合意をもって変更を確定すること。」とありますが、本運用はシステム稼働後との想定でよろしいでしょうか？	構築フェーズが含まれるとすると、開発中の業務アプリケーションの不良(コーディング不良等)を「都度情報・研修館との会議にて協議し、情報・研修館との合意をもって変更を確定」が必要となり、管理コストの増大が懸念されるため。		無	変更管理はシステム稼働前においても必要です。また、変更管理にて管理すべき対象は、受託者にて変更管理要領の策定時に定めた上で情報・研修館の了承を得る必要があります。なお、開発中のアプリケーションの不良は設計ミス・コーディングミス等の不具合であり、変更管理の対象ではありません。
187	調達仕様書(案)	32	9.1. 法令改正等への対応について(1)	「見積もりにおける作業内容は、各作業が原則2時間以下の作業となる粒度で見積もりを作成すること。」とありますが、機能/非機能要件等の見積もり条件が明確になっている場合との認識でよろしいでしょうか？	概算見積り等、見積り条件が明確でない場合においては2時間以下の粒度で見積もることが不可能なため。		有	一部見積条件が明確になっていない場合もあり得ますが、その場合は依頼時の見積条件を踏まえて見積もりを作成してください。なお、調達仕様書(案)「9.1.法令改正等への対応について」は項番188のとおり修正します。
188	調達仕様書(案)	32	9.1. 法令改正等への対応について(1)	「概算見積もりを年数回程度、詳細見積もりを年1回程度想定」とありますが、9.1(1)～(11)に記載されている留意事項のうち、「概算見積もり」に該当する留意事項と、「詳細見積もり」に該当する留意事項に分けて明記すべきと考えます。	要件を明確にするため。		有	調達仕様書(案)「9.1.法令改正等への対応について (1)～(4)」は詳細見積時の留意事項であり、「9.1.法令改正等への対応について (5)～(11)」は概算見積及び詳細見積時の留意事項です。貴社意見を踏まえ、調達仕様書(案)を上記のとおり修正します。
189	調達仕様書(案)	32	9.1. 法令改正等への対応について(7)	「開発機器は、本業務の開発時に用いたものを用いることを前提としているので、開発機器のための費用は原則認めない」とありますが、パブリッククラウドを活用したコスト削減が要件となっているため、開発環境向けのパブリッククラウドに係る費用は開発を実施する場合のみ発生する費用となります。パブリッククラウドを利用する場合は開発機器のための費用は認めるべきと考えます。	開発機器のための費用を認めないと、開発の有無に関わらず開発機器のコストを事業費に含める必要があります。開発確定時に費用を算出した方が運用コストを削減できると考えるため。		有	「開発機器」とは、開発者がプログラミングで利用する端末等を指します。クラウドサービス上に構築した各環境について、利用しない期間に利用を休止する場合、法改正対応時に再立ち上げする際の費用は追加費用として認めます。貴社意見を踏まえ、法令改正等への対応において費用を認めない開発機器が何を指すか明確となるよう調達仕様書(案)を修正します。
190	調達仕様書(案)	37	9.5. 導入・調達条件(1)	「調達する機器・OS・ソフトウェア等のサポート期限が契約期間内に終了する場合、サポート可能な後継製品・代替製品へのバージョンアップ・入替え等に対応すること。また、上記に係る費用は見積りに含めること」とありますが、OSSを利用する場合に予期せぬOSSの終了の可能性がります。その場合の代替製品への入替え作業については、貴館と協議の上、都度、作業費に含めるべきと考えます。	予測できないOSSの終了については、リスクとみなし確実にコスト増加となるため。		有	貴社意見を踏まえ、予期せぬOSSの終了時に係る費用等について明確にするため、調達仕様書(案)「9.5. 導入・調達条件(1)」を以下のとおり修正します。 (1) 調達する機器・OS・ソフトウェア等のサポート期限が契約期間内に終了する場合、サポート可能な後継製品・代替製品へのバージョンアップ・入れ替え等に対応すること。また、上記に係る費用は見積りに含めること。ただし、OSSについて予期せずにサポートが終了することに対応するための費用は見積りに含めず、サポートの終了が判明した際に費用について情報・研修館と協議すること。なお、入れ替え後の製品等についても、本調達仕様書の要件を満たすこと。
191	用語集	1	No.18	特許庁業務・システム最適化計画の定義として、以下URLが掲載されていますが、特許庁殿のホームページが表示されます。 「 http://www.jpo.go.jp/indexj.htm 」 本項目に掲載するのであれば、以下URLが妥当であると考えます。 「 https://www.jpo.go.jp/torikumi/system/system_kaihatsukanren.htm 」	誤記と思われるため。		有	貴社意見を踏まえ、URLを修正します。
192	要件定義書(案)	7	2.1.(1)③ 意匠検索・照会機能(工) 図 2-2	本システム範囲内に「情報提供サーバの書誌情報等」を蓄積するような図になっておりますが、情報提供サーバの書誌情報を蓄積する理解でよろしいでしょうか。	オンラインで情報提供サーバから情報を参照するのか、本システム内で蓄積した情報を参照するのかを明確にする必要があるため。		無	貴社認識のとおりです。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
193	要件定義書(案)	7	2.1.(1)④ 商標検索・照会機能(オ)	<p>「商標の称呼について、類似検索を行う機能。類似検索のルールについては「付録15 類似検索のルール」に従うこと。」とあります。</p> <p>付録2の機能ID A22-1の特記事項(現行との主な差異等)欄の上から7つ目に「※検索対象項目における称呼については、完全一致及び部分一致(前方・後方・中間一致)と類似検索の双方から選択可能とすること。」とあり、この「類似検索」に該当するという認識ですが、「検索対象項目」とは、画面入力項目欄の「検索項目の“称呼(単純文字列検索)”のみが該当するという認識で良いでしょうか。</p> <p>なお、“検索項目(不登録標章検索用)”に“称呼”という項目がありますが、現行システムの不登録標章検索のヘルプを見る限りでは付録15の機能は含まれていないように見受けられます。</p> <p>不登録標章に対して付録15の機能を適用する必要がある場合は、特記事項(現行との主な差異等)に記載すべきと考えます。</p>	要件を明確にするため。		有	類似検索は「称呼(単純文字列検索)」項目及び不登録標章の「称呼」が対象です。貴社意見を踏まえ、付録2「機能一覧(オンライン(画面))」を修正します。
194	要件定義書(案)	10	2.1.(2) ①バルクデータダウンロード機能(イ)	整理標準化データ「IPC8版マスタ」の入力データは、情報提供サーバから提供される認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。		無	情報提供サーバから提供されるデータの詳細は、契約締結後に貸与する、情報提供サーバの設計書にて詳細を確認してください。
195	要件定義書(案)	10	2.1.(2) ①バルクデータダウンロード機能(イ)	整理標準化データ「出願マスタ」は、参考文献の情報が含まれておりますが、入力データは情報提供サーバから提供される認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。		無	情報提供サーバから提供されるデータの詳細は、契約締結後に貸与する、情報提供サーバの設計書にて詳細を確認してください。
196	要件定義書(案)	10	2.1.(2) ①バルクデータダウンロード機能(イ)	整理標準化データ「意匠イメージファイル」の入力データは、情報提供サーバから提供される認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。		無	情報提供サーバから提供されるデータの詳細は、契約締結後に貸与する、情報提供サーバの設計書にて詳細を確認してください。
197	要件定義書(案)	10	2.1.(2)① バルクデータダウンロード機能(イ)(ウ)	情報提供サーバから提供される週次更新データとありますが、同ページの表 2-2バルクダウンロードサービス対象データには、情報提供サーバから提供される日次更新データ、週次更新データとあります。情報提供サーバから提供される更新データは「日次」「週次」のどちらになるか明記すべきと考えます。	要件を明確にするため。		有	<p>情報提供サーバから提供される更新データは「日次」です。貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「2.1.(2)① バルクデータダウンロード機能(イ)」を以下のとおり修正します。</p> <p>(イ) 情報提供サーバから提供される日次更新データについて、現在情報・研修館が作成している「整理標準化データ」に相当する形式へのデータ変換を行うデータ変換ツールを提供する。リリース後一定期間は週次のバッチ作業により、当該データ変換ツールを利用して情報提供サーバから提供される1週間分の日次更新データのデータ変換を実際に行うことで「整理標準化データ」に相当する形式のデータを生成し、ダウンロード対象とする。なお、データ変換ツールは、情報提供サーバから提供されるデータ項目と整理標準化データとの対照表(情報・研修館が提供する)及び整理標準化データ仕様書を参照し、受託者が開発すること。</p> <p>また、「2.1.(2)① 表2-2 No.2」を以下のとおり修正します。</p> <p>日次更新データを整理標準化形式に変換したデータ</p>
198	要件定義書(案)	10	2.1.(2)① バルクデータダウンロード機能(イ)(ウ)	情報提供サーバからのデータ更新が「日次」の場合に、バルクダウンロードサービス対象データは、「日次」のみの理解でよろしいでしょうか。それとも「日次」「週次」どちらもダウンロードできるようにするのでしょうか。「日次」「週次」どちらもダウンロードできるようにする必要があるれば、その旨を明記した方が良いと考えます。	要件を明確にするため。		有	要件定義書(案)表2-2「バルクデータダウンロードサービス対象データ」に記載の「週次更新データ」は誤記であり、正しくは「日次更新データ」となります。要件定義書(案)の記載を修正します。
199	要件定義書(案)	13	2.4. 帳票に関する事項(2)	「認証機能、認証画面、利用申請画面等」とありますが、認証情報が長期間利用されなかったことを把握し、削除等が行える管理機能が必要となる旨の記載が必要と考えます。	セキュリティに係る要件を明確にするため。		無	帳票の管理機能に係る要件は「付録2 機能一覧(オンライン(画面)) 機能ID:A69」に記載のとおりです。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
200	要件定義書(案)	28	3.3.2 データ量 (3) バルクダウンロード用データ	『バルクダウンロード用データは「600GB」程度を想定している。～また、データの保持期間については、情報・研修館との協議により決定すること。』との記載がございます。 600GBという容量はサービス期間中の累積容量でしょうか。あるいは一定期間(1日当たりの容量など)でしょうか。データ容量とデータ保持期間の関係がわかる記述にて頂けませんか。	見積条件の明確化です。		無	貴社認識のとおり、600GBという容量はサービス期間中の累積容量です。
201	要件定義書(案)	27	3.3.2.(1) 公報データ 表3-5 No.3	「意匠・商標・審判フルイメージデータ」のうち、「意匠フルイメージデータ」と「商標フルイメージデータ」はP65 表3-18を見ると、No.2の「公報データ(紙公報修正が行われたもの)」とNo.3の「公報データ(紙公報修正が行われたもの)」に合致すると思われませんが、「審判フルイメージデータ」については表3-18に記載がありません。 「審判フルイメージデータ」についても記載が必要と考えます。	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.13.4.2 現行システムからの移行データ 表3-18 No.4」に審判関連データに関する情報を追記します。
202	要件定義書(案)	28	3.3.3. 処理件数 3.3.3.1. オンライン処理	運用期間は平成34年3月21日までの想定ですが、「平成35年5月末時点で想定されるオンライン処理トランザクション数を表3-8に示す。」となっておりますが、誤記でしょうか。	見積条件の明確化です。		有	貴社認識のとおりのため、要件定義書(案)「3.3.3.1. オンライン処理」の本文を以下のとおり修正します。 本システムで取り扱う、平成34年3月末時点で想定されるオンライン処理トランザクション数(利用者からサービス要求を受付けてから結果を返却するまでに行われる処理を1トランザクションと定義)を表3-8に示す。また、オンライン処理に関連する利用者数の情報について表3-9に示す。 また、上記修正にともない、表3-5及び表3-8の記載事項を修正します。
203	要件定義書(案)	28	3.3.3.1. オンライン処理	「本システムで取り扱う、平成35年5月末時点で想定されるオンライン処理トランザクション数～」とありますが、本システムの運用保守期間は平成34年3月21日までとなります。 平成34年3月21日までの想定トランザクション数の記載が必要と考えます。	誤記と思われるため。		有	貴社認識のとおりです。想定トランザクション数については、項番202を参照してください。
204	要件定義書(案)	29	3.4 性能に関する事項	ネットワークの性能要件について、下記の内容を追記願います。 「インターネット接続: 目標値 ・往復遅延時間(月次平均) 25ms以下 ※測定はISPの国内バックボーン内を対象とする」	要件定義書内に、システムの性能要件は書かれておりましたがネットワークの性能要件については記述がございませんでした。 一般利用者へ常時提供するサービスとしては必須要件であると考えため、追記をお願いいたします。		無	現行システムと同等の時間で利用者のクライアントに結果を表示することを要件定義書(案)「3.4.1.3. 応答時間の要件(3)」に記載しているため、要件定義書(案)の記載は現状のままとします。
205	要件定義書(案)	30	3.4.1.3. 応答時間の要件 (3)	「受託者は、性能テストにおいてクライアントからの処理要求から結果表示まで現行システムと同等の応答時間を満たしていることを証明すること」「現行システムの応答時間については、契約後に情報・研修館より提供する」とありますが、現行システムと本システムではアーキテクチャや機能が大幅に異なるため、計測対象、測定環境及び証明方法が不明確です。 以下に示す項目を記載すると、明確になると考えます。 ・測定環境 (PC、OS、ブラウザ、ネットワーク等) ・測定対象画面 ・測定時トランザクション量 ・要求性能値 (表3-10に、「処理要求から結果表示まで」の応答時間目標値を追加すると明確になると考えます。)	要件を明確にするため。		無	要件定義書(案)に記載のとおり、現行システムの応答時間については、契約締結後に情報・研修館より提供します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
206	要件定義書(案)	33	3.4.1.3. 応答時間の要件(3) 表 3-10 No.17	外部システムの処理を含めた目標値欄に「検索:6秒以内、照会(項目表示):1秒以内」と記載されていますが、表3-11のNo.4の備考欄に「情報提供サーバは平成31年5月リリース予定であり、本要件定義書作成時点で応答時間目標値は不明。」と記載されており、見積を算出することが困難と思われるため、目標値の撤廃が情報提供サーバの処理を除いた目標値での記載にすべきと考えます。	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、情報提供サーバの目標値について要件定義書(案)「3.4.1.3. 応答時間の要件 表 3-11」に記載します。
207	要件定義書(案)	33	日次更新データを整理標準化形式に変換したデータ	No.18では外部システムの処理を含めた時間に一印が記載されていますが、P.15の表2-4では「特許庁内の情報提供サーバに接続して情報を取得し」と書かれており、記載が矛盾しています。	誤記と思われるため。		無	No.18は本システム内に蓄積したデータに対する照会機能のため、「外部システムの処理を含めた目標値」は「-」となります。一方で表2-4は経過情報を取得するバッチ処理を対象とした記載であり、No.18で定義した処理とは別となります。
208	要件定義書(案)	33	3.4.1.3. 応答時間の要件(3) 表 3-10 No.21	特定ユーザ向けサービス、バルクダウンロードについて、応答時間目標値が「4.4GBのファイルサイズで1時間」とありますが、ユーザ数を明記願います。 想定利用機関数が2000機関とありますが、目標値が設定されている対象同時利用ユーザ数を明記願います。	見積に影響するため。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.4.1.3. 応答時間の要件(3) 表 3-10 No.21」を以下のとおり修正します。 1ユーザにつき、4.4GBのファイルサイズで1時間
209	要件定義書(案)	34	3.4.1.3. 応答時間の要件(3) 表 3-11 No.4	情報提供サーバについて、連携先システムの応答時間目標値(想定)が「未定」となっておりますが、提示される時期を明記する必要があると考えます。	要件を明確にするため。		有	情報提供サーバの現時点で想定される応答時間目標値について、要件定義書(案)「3.4.1.3. 応答時間の要件 表 3-11No4」を修正します。また、当該修正を踏まえ、表3-10のNo17に記載した目標値について1秒以内から2.5秒以内に修正します。
210	要件定義書(案)	31	3.4.1.3応答時間の要件	「表3-10 本システムにおける応答時間目標値」の「外部システムの処理を含めた目標値」の値について、機械翻訳プラットフォームとの連携も考慮された数値でしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおりです。
211	要件定義書(案)	34	3.4.1.3応答時間の要件	「表3-11 本システムと連携するシステムの応答時間目標値(想定)」の「No2.頁送りのための処理時間」と「No3.文献送りのための処理時間」は項目表示の目標処理時間でしょうか。それとも項目表示だけではなくPDF表示も含んでいるのでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	頁送り及び文献送りのための処理時間は、共通特実検索システム(文献照会部分)で以下のとおりとされているため、参考としてください。 頁送り時間: 利用者が文献の頁を表示している状態でその文献の次の頁の表示を要求してから、実際に表示するまでの処理 文献送り時間: 利用者が文献の頁を表示している状態で、別の文献の指定した頁の表示を要求してから、実際に表示するまでの処理 なお、目標値については、上記の各処理における共通特実検索システム(文献照会部分)のサーバ内の処理時間が対象です。
212	要件定義書(案)	34	3.4.2 バッチ処理に関する性能要件	『受託者は、「付録9 蓄積データ管理表」に示す各データの蓄積処理期間を遵守するために必要な機能の開発及び運用作業を行うこと。』との記載がありますが、「蓄積処理期間」とは付録9の“営業日合計”欄に記載されている日数との理解でよろしいでしょうか。 また、起算日は受託者がデータを受領した時点となるでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおりです。蓄積結果確認に要する期間を含めて営業日合計に記載した日数を遵守する性能要件を検討する必要があります。 また、起算日に関する意見についても貴社認識のとおりです。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
213	要件定義書(案)	35	3.5.1 可用性要件 3.5.1.1 可用性に係る目標値 表3-12	ネットワークの可用性について、下記の内容を追記願います。 「インターネット接続:目標値 ・稼働率(年次)99.9%・稼働率(月次)99.9% ・サービス切替時間 1分以内 ※測定はISPの国内バックボーン内を対象とする」	要件定義書内に、システムの可用性は書かれておりましたがネットワークの可用性については記述がございませんでした。 一般利用者へ常時提供するサービスとしては必須要件であると考えため、追記をお願いいたします。		無	要件定義書(案)「3.5.1.1. 可用性に係る目標値」についてはネットワークなども含めた目標値としているため、要件定義書(案)の記載は現状のままとなります。 なお、項番204の回答も参照してください。
214	要件定義書(案)	36	3.5.1.2 可用性に係る対策	「(2)オンプレミス環境においては、冗長化が必要なハードウェア(筐体、構成品)を冗長化構成とし、システム故障発生率の低減を図ること」の記述がありますが、クラウド利用の場合についても、例えばクラウドサービスの冗長化対策を利用する、サービスとして設定がなければ別途対策を講じるといった記載が必要と考えます。	調達条件及び要件の明確化です。		無	要件定義書(案)「3.5.1.2. 可用性に係る対策」に記載のとおり、可用性目標値を満たすための対策は応札者の提案によるものとします。
215	要件定義書(案)	36	3.5.2 完全性要件	ネットワークの完全性について、下記の内容を追記願います。 「インターネット接続:目標値 ・パケット損失率(月次平均)0.1%以下 ※測定はISPの国内バックボーン内を対象とする」	要件定義書内に、システムの完全性は書かれておりましたがネットワークの完全性については記述がございませんでした。 一般利用者へ常時提供するサービスとしては必須要件であると考えため、追記をお願いいたします。		無	要件定義書(案)「3.5.2. 完全性要件」に記載した要件は、ネットワークを含む本システム全体の要件となるため、要件定義書(案)の記載は現状のままとなります。
216	要件定義書(案)	36	3.6. 拡張性に関する事項 (1)	「性能劣化が継続して発生」する状態とはどのような状態を指すのでしょうか。具体的に記載頂けますでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	処理件数やデータ量の増加によりリソースが逼迫し、設計時から性能が低下し続けることなどを想定しています。
217	要件定義書(案)	37	3.6.1.(1) 将来的な改修に柔軟に対応可能なシステムの構築③	「CDNの利用が可能な構成としておくこと」を「CDN等の利用が可能な構成としておくこと」に変更した方が良く考えます。	CDNに限定せずとも性能拡張を実現できると考えるため。		無	CDNは必須の要件のため、要件定義書(案)の記載は現状のままとなります。
218	要件定義書(案)	37	3.6.1.(3) クラウドサービスの活用	「クラウドサービスを利用する場合は、ロボットアクセスやDDoS攻撃等、急なアクセス増加に対してもリソース不足が発生しない対策を実装すること」とありますが、この記述ではクラウドサービスを利用しない場合は、急なアクセス増加に対してリソース不足が発生しても良いように読み取れます。オンプレミス環境の場合でも、同様の必要性を明記する必要があると考えます。	拡張性に対して要件を明確にするため。		無	ロボットアクセスやDDoS攻撃等の対策についてはオンプレミス環境においても必要です。要件定義書(案)「3.2. システム方式に関する事項」や「3.10.3. 情報セキュリティに係る要件」に当該要件が記載されているため、参照してください。
219	要件定義書(案)	37	3.6.1.(3) クラウドサービスの活用	「ロボットアクセスやDDoS攻撃等、急なアクセス増加に対してもリソース不足が発生しない対策(例として、仮想化技術におけるオートスケールやCDNの活用等)を実装すること」とありますが、急なアクセス増加については本システム単独ではなく本システムとオンライン連携する各システムにおいても考慮する必要があります。 連携先各システムの急なアクセス増加に対する対策状況を踏まえ、本システムから連携先システムへのアクセスの流量制御を行う必要性につきまして、連携先システム毎に記載する必要があると考えます。	要件を明確にするため。		無	連携先システムの仕組みに関らず、本システムにおけるロボットアクセス等の急なアクセス数増加に対する対策は既に要件として記載しているため、要件定義書(案)の記載は現状のままとなります。
220	要件定義書(案)	37	3.6.2.(2) 各種分類定義及びコード定義の更新への対応	本項目では、分類定義やコード定義の変更を容易にするよう記載されているのみであり、実際に分類定義やコード定義の変更作業が3.16に記載されておりません。 分類定義やコード定義の変更を本調達内で実施する必要があるれば、その旨を記載する必要があると考えます。 なお、「変更管理」は上記分類定義やコード定義の変更の作業管理であり、変更自体は含まれていないように読み取れます。	要件を明確にするため。		無	貴社意見により記載されていないとされている作業については要件定義書(案)「3.16.2.1. 本システムの運用業務 (9) マスタ等管理」に記載しています。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
221	要件定義書(案)	39	3.9.1.2 継続性に係る対策 (2)バックアップ方針	⑤に「バックアップファイルは情報・研修館で読み取れるUSBハードディスク媒体ならびにフォーマットで情報・研修館へ提供すること」との記述がありますが、想定されている提出頻度があれば記載をお願いします。	調達条件及び要件の明確化です。		有	貴社意見を踏まえ、要件定義書(案)「3.9.1.2 継続性に係る対策(2)バックアップ方針」を以下のとおり修正します。 ⑤ データベースについては月に一回バックアップファイルを作成し、これを用いた復旧を可能にすること。 ⑥ バックアップファイルは情報・研修館で読み取れるUSBハードディスク媒体ならびにフォーマットに保管し、情報・研修館へ提出すること。なお、提出契機は大規模な変更作業やリカバリ作業前等を想定している。
222	要件定義書(案)	40	3.9.1.2 継続性に係る対策 (4)バックアップ対象	「当該バックアップ手順については情報システムセキュリティ責任者の了承を得ること。」に記載されている「情報システムセキュリティ責任者」とは受託者内の責任者のみを想定されているでしょうか。それとも情報・研修館の情報セキュリティ責任者も含んでいるでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		有	情報・研修館の情報セキュリティ責任者を指します。応札者は情報システムセキュリティ責任者ではなく、情報・研修館担当者からの了承を得る必要があるため、調達仕様書(案)及び要件定義書(案)に記載した情報・研修館の情報セキュリティ責任者の記載を「情報・研修館担当者」に修正します。
223	要件定義書(案)	39	3.9.1.2.(2) バックアップ方針⑤	「情報・研修館で読み取れるUSBハードディスク媒体ならびにフォーマット」とありますが、具体的な仕様を明記すべきと考えます。 例) USBマストレージクラスに対応した、USB3.0のインターフェースを持ち、外部電源不要で動作するHDD・SSD・USBメモリ等の記憶媒体。Windows10でソフトウェアをインストールすることなく利用可能なもの。	技術革新によりハードディスクではなくUSBメモリでも大容量が取り扱えるようになる等、ライフサイクルコストの低減のためには、仕様の範囲内で最も低廉な媒体を受託者が選択できるようにした方がよいため。		有	※項番221の回答も参照してください。 情報・研修館が利用する端末の入替等により仕様変更する可能性があるため、要件定義書(案)の記載は現状どおりとします。 ただし、他意見を踏まえ、該当箇所は以下のとおり修正します。 ⑤ データベースについては月に一回バックアップファイルを作成し、これを用いた復旧を可能にすること。 ⑥ バックアップファイルは情報・研修館で読み取れるUSBハードディスク媒体ならびにフォーマットに保管し、情報・研修館へ提出すること。なお、提出契機は大規模な変更作業やリカバリ作業前等を想定している。
224	要件定義書(案)	-	全体	I/F仕様書に定義されていない未知の不正データが外部I/Fから提供され、そのデータを起因としてシステム障害が発生しSLAをみたせないような場合は、賠償金の支払い対象外であると認識しています。データ不正起因の障害は、SLA対象外等明記すべきと考えます。 また既知の不正データは、別途対策を協議することを明記した方が良いと考えます。ただし、未知の不正データ発見から協議完了までの間は未知として取り扱えるようにする必要があります。	要件を明確にするため。		有	不正データは、インターフェースプログラム内で不正として判別し取りこまないよう事前策を検討すべきであり、事前策を施すことができない未知の不正データについては調達仕様書(案)の以下の記載に該当するかを情報・研修館と協議の上で決定する想定です。 9.4.5. サービスレベル未達成時の対応 サービスレベルが達成されなかった場合、受託者はサービスレベルの項目の種別により以下の対応を実施すること。また、各種提出物の記載内容及び提出期限については、情報・研修館の指示に従うこと。なお、受託者の責によらない事由によりサービスレベルが未達成になったと情報・研修館が判断した場合には、本項目の対応は不要とする。 また、サービスレベルの内容について再検討した結果、調達仕様書(案)「9.4.5. サービスレベル未達成時の対応(2)③(ア)を以下のとおり修正します。 (ア) 減ずる金額については、利用者に提供するサービスごとに設定する。応札者は、サービス単位ごとに本システムの機器やサービス及び役割について按分を行い、各サービスに対する費用を契約締結後に明細とともに提示し、その根拠について具体的に説明すること。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
225	付録2	1	機能ID A1-1	「※検索機能は、各サービスの機能を利用する。」とありますが、呼び出すサービスは四法別に以下の機能IDの検索・照会機能と考えて良いでしょうか。想定と異なる場合は具体的にご指示ください。 【特許・実用新案】 ・キーワードの検索：機能ID A3(特許・実用新案検索) ・文献番号の照会：機能ID A2(特許・実用新案番号照会) 【意匠】 ・キーワードの検索：機能ID A14(意匠検索) ・文献番号の照会：機能ID A13(意匠番号照会) 【商標】 ・キーワードの検索：機能ID A22(商標検索) ・文献番号の照会：機能ID A21(商標番号照会)	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおりです。 ただし、サービスそのものを呼び出すのではなく、サービス内の共通機能(部品)等を利用可能であれば利用してください。 また、簡易検索サービスは、普段利用されていない利用者等の初心者の利便性を考慮した機能や検索対象としてください。
226	付録2	1	機能ID A2-1	特許・実用新案番号照会にて検索・照会するデータベースを蓄積する機能が付録3に存在しないと考えます。	誤記と思われるため。		無	B1「特許・実用新案 検索・一覧用(国内、外国、非特許) データ蓄積処理」が該当します。
227	付録2	1	機能ID A2-1 特記事項	「英語版は、全文機械翻訳だけでなくPAJも表示可能とすること。」との記載がありますが、これは機能ID A2-3に関する特記事項という認識でよろしいでしょうか。	誤記と思われるため。		有	入力画面に当該要件を記載していましたが、特許・実用新案番号照会の詳細表示画面に対する要件であるため、要件定義書(案)「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」を修正します。 なお、当該要件は現行システムと同様、英語版の特許・実用新案番号照会にて検索した結果を詳細表示画面に表示する際に全文機械翻訳された公報を表示するのみでなく、PAJを別タブ等で表示するための要件です。
228	付録2	1	機能ID A2-2 特記事項	「全ての番号について、対応する公報が存在する場合にはリンクを表示して公報の詳細表示画面にリンクすること。」との記載がありますが、対応する公報が存在するか確認するためには、共通特実(文献照会)に文献数分アクセスする必要があると考えます。 その場合、検索結果一覧画面に遷移してきたときに表示される件数によっては共通特実検索システムに複数回のアクセスが発生します。その結果、共通特実検索システムに大きな負荷がかかる可能性があります。本システムにて特に対策する必要はないという認識で良いでしょうか。	要件を明確にするため。		無	対応する公報が存在するかの確認は、共通特実検索システムに一つ一つ問い合わせる実装方式とする必要はありません。 KVS等を利用することで実現する方法が検討可能です。
229	付録2	1	機能ID A2-2 特記事項	「全ての番号について、対応する公報が存在する場合にはリンクを表示して公報の詳細表示画面にリンクすること。 ただし、審決公報発行前は、審査・審判書類情報照会の「審決」へリンクするのみとする。」と記載されていますが、審決公報発行前であるか判定するために、機能ID A31を用いるという認識で良いでしょうか。	要件を明確にするため。		無	機能ID A31のサービスは機能ID A2-2に利用することを目的に設けているサービスではなく、審決公報発行前であるかの判定のための実装方法は限定していません。 コスト低減を考慮し、機能ID A31を利用する想定である場合は許容しますが、共通利用することで保守性が低下しないよう留意してください。
230	付録2	1	機能ID A2-2 特記事項	「全ての番号について、対応する公報が存在する場合にはリンクを表示して公報の詳細表示画面にリンクすること。 ただし、審決公報発行前は、審査・審判書類情報照会の「審決」へリンクするのみとする。」と記載されていますが、審決公報発行前であっても、公開公報が存在すれば公開公報の詳細表示画面にリンクしても問題ないと考えますが、そういったリンクは不要でしょうか。	ユーザ利便性向上に向けたご提案のため。		無	「全ての番号について、対応する公報が存在する場合にはリンクを表示して公報の詳細表示画面にリンクすること。」と記載しているとおり、公開公報が存在する場合はリンクは必要です。
231	付録2	1	機能ID A2-2 特記事項	「審決公報発行前の審決について視認できるように表示すること。」と記載されていますが、「審査・審判書類情報照会の「審決」へリンクするのみ」との記載があります。 これは、「審査・審判書類情報照会の「審決」へリンク」されていることで、「視認できるように表示」されているという認識でよろしいでしょうか。 異なる場合は具体的な要件の記載が必要と考えます。	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおり、意見に記載のあった実現方法は要件を満たしています。実現方法については制限していないため、利用者の利便性や視認性を考慮した上で提案してください。
232	付録2	1	機能ID A2-3 特記事項	「公報テキスト中表示されている公報番号から、別の公報へのリンクができるようにすること。」とありますが、リンク先の公報の存在有無を確認する必要はないという認識で良いでしょうか。	要件を明確にするため。 確認が必要となると、共通特実(文献照会部分)へのアクセス増大や調達コストの増大につながります。		無	リンク先の存在有無は確認する必要はありませんが、リンク先が存在しない場合は、リンク時にその旨を表示することを留意した仕様としてください。
233	付録2	1	機能ID A2-3 特記事項	「公報テキスト中表示されている公報番号から、別の公報へのリンクができるようにすること。」とありますが、リンクを表示するのは、項目表示の場合だけであり、PDF表示の場合は不要という認識で良いでしょうか。	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおりです。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
234	付録2	1	機能ID A2-3 特記事項	「共通特実検索システムの改造により、指定した文献の全ての頁のイメージデータを一括で取得可能とすることで、本システムにおけるデータ加工の負荷を軽減することを検討しているが、現時点で実現性は未定である。検討状況について、契約時に情報・研修館に確認すること。」との記載がありますが、イメージデータを一括で取得可能になっていることを前提とするのか、取得可能になっていないことを前提とするのか明記すべきと考えます。	見積条件を明確にするため。		有	イメージデータを一括で取得できない場合を前提として提案してください。 上記の前提条件を「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」に追記します。
235	付録2	1	機能ID A2-3 特記事項	「延長出願情報の表示をすること。」とありますが、本画面で表示した案件が延長出願されている場合、延長出願番号を表示し、その番号から機能ID A37の画面へリンクするという認識で良いでしょうか。	要件を明確にするため。		有	実現方法は受託者の提案を踏まえ、設計時に情報・研修館が決定します。 なお、当該機能の実現のため蓄積が必要となる「公示番号パンチデータ」を「付録9 蓄積データ管理表」に追加し、当該蓄積を行う機能を「付録3 機能一覧(バッチ)」に追加します。
236	付録2	2	機能ID A3-1 画面入力項目	現行システムの特許・実用新案分類検索(機能ID A5)やコンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)検索(機能ID A8)は本機能に統合されるのですが、画面入力項目に特許・実用新案分類検索の入力項目である「テーマ」、CSDBの入力項目である「CSターム」等が記載されていません。画面入力項目として想定している項目はすべて記載をする方が良いでしょう。	要件を明確にするため。		無	現時点で想定している必要最低限の画面入力項目は記載済みです。また、画面入力項目のイメージについては付録5「画面出力イメージ」を参照してください。 なお、画面入力項目は現時点の想定であるため、設計時に詳細な画面入力項目を検討・設計し、情報・研修館と協議の上で決定する想定です。
237	付録2	2	機能ID A3-1 画面入力項目	検索項目に「出願日」や「登録日」等の日付が含まれていますが、それとは別に「日付範囲指定」という画面入力項目が記載されています。 検索項目に出願日を選択して、現行システムのように「20170210:20170306」といった指定を行うことで日付範囲指定に該当する機能は提供できると考えます。 「日付範囲指定」という画面入力項目を削除することで、コストの削減につながります。	見積に影響するため。		無	利用者の利便性・効率性及びコスト低減に資する提案は許容する方針です。 ただし、「日付範囲指定」の要件は、共通特実検索システム側の仕様に含まれる日付(公知日/発行日)や、共通特実検索システム側の仕様に含まれない審決確定日等についても検索できるようにする必要があります。
238	付録2	2	機能ID A3-1 画面入力項目	「・日付範囲指定」は、機能ID A3-1の特記事項欄に記載されている「各種日付(出願日、登録日、審決確定日等)の範囲指定照会」機能を用いると言う認識で良いでしょうか。 認識が合っている場合は、どの日付を用いた日付範囲指定を行う必要があるか明記をお願いします。また、「等」に該当する日付があれば全て記載してください。 記載が難しい場合は、合計で何種類を想定しているか記載すべきと考えます。	要件を明確にするため。		有	入力項目に記載の「日付範囲指定」は、特記事項に記載の「各種日付(出願日、登録日、審決確定日等の範囲指定照会)の機能を用いる想定です。 現時点では、範囲指定の対象は、出願日、登録日、公知日/発行日、審決確定日は必須であるため、付録2「機能一覧(オンライン(画面))」を修正します。 また、共通特実検索システム側の仕様に含まれない日付として、審決確定日等の数種類(現行システムの「経過情報範囲指定検索」において、利用頻度の高い日付)についても対象とする想定です。
239	付録2	2	機能ID A3-1 特記事項	「検索対象として「外国」を選択した場合は、対象を英語全文とした英語検索も可能とすること。 日本語検索で、対象を「外国」とした場合は、和文抄録等を対象として検索すること。」という記載がありますが、これは共通特実(検索部分)のインタフェースにより検索可能となる機能であり、本システムにて独自に検索機能や絞り込み機能を用意する必要はない要件ということでしょうか。	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおりです。
240	付録2	2	機能ID A3-1 特記事項	「少なくとも住所の県名(国内)、国名(外国)での検索を可能とすること。ただし、番地による検索は不可とする。」とありますが、検索対象にかかる要件は共通特実(検索部分)が担当している認識です。 本システムにて、ユーザが入力したキーワードをチェックし、番地が含まれているかをチェックする必要がある場合、どういう条件であれば番地と認識して良いか決定する必要がありますが、例えば「丁目」という記載があれば番地と見なすとした場合、番地のつもりではなくとも番地として見なされるなどの問題があります。 また、画面入力項目欄に記載されている検索項目を見る限りでは、書誌情報や住所等が検索項目として挙がっていないため、住所の検索ができないと考えます。	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおり、検索部分の処理は共通特実検索システム側で担当する処理です。本システムでは検索条件として住所における県名(国内)、国名(外国)を入力できるようにすること、及び個人情報保護に配慮して番地による検索を不可とすること(例えば、アラビア数字や「番地」というワードを検索式から機械的に削除するなど)が要件です。 なお、番地に該当する情報で検索することをどこまで排除するかについては、実現性と利用者の利便性を考慮の上、業務開始後に情報・研修館と協議の上で決定する想定です。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
241	付録2	2	機能ID A3-1 特記事項	「外国文献をFI、Fターム、CPC(欧州米国共通特許分類)で検索できるようにすること。」とありますが、画面入力項目欄に記載されている検索項目を見る限りでは、CPCが検索項目として挙がっていないため、必要な場合は追加が必要と考えます。	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」機能ID:A3-1の画面入力項目にCPCを追記します。
242	付録2	2	機能ID A3-1 特記事項	「論理式入力用のボックスと、キーワード入力用の簡易入力ボックスの両方を準備すること。」との記載がありますが、画面入力項目欄を見ると、論理式に関する記載が無いように見受けられます。画面入力項目に関する要件が画面入力項目欄以外に記載されていると、要件が明確にならないため、全ての画面入力項目を画面入力項目欄に記載すべきと考えます。	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」機能ID:A3-1の画面入力項目、イベント(ボタン等)に論理式入力用ボックスについて追記します。なお、論理式入力用ボックスなどの各部品の配置先は、設計時に画面レイアウトを受託者と協議・検討の上で確定させる想定です。
243	付録2	2	機能ID A3-1 特記事項	「なお特許庁の審査官システムについては「別添x貸与資料一覧」に記載の資料を参照すること。」とありますが、「特許庁の審査官システム」に関する資料が見受けられないのでご提示ください。	要件を明確にするため。		有	特許庁の審査官システムの仕様は、調達仕様書(案)「10.2.事業者が閲覧できる資料一覧表」に追加する「共通特実検索システム(検索部分)の設計書」を参照することが正しい記載であり、「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」機能ID:A3-1を修正します。
244	付録2	2	機能ID A3-1 特記事項	「入力ボックス内はOR、入力ボックス間はANDに固定し、それ以上、複雑な検索式は、論理式入力用ボックスで入力させるようにすること。」とありますが、一方で画面入力項目欄に「論理演算記号 AND、OR」という記載が存在しており、機能が矛盾していると考えます。	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」を修正します。「入力ボックス内はOR、入力ボックス間はANDに固定し、それ以上、複雑な検索式は、論理式入力用ボックスで入力させるようにすること。」の記載が正しい要件です。
245	付録2	2	機能ID A3-1 特記事項	「PMGSへのリンク(新規ウィンドウで立ち上げ)を設けること。 ・分類のワンタッチ入力が可能とすること。」とありますが、以下の要件という認識でよろしいでしょうか。 検索項目にFI、IPC、FIを選択されている場合、リンクを押下すると、検索項目に指定した項目に該当する入力欄にキーワード入力欄の内容がセットされた状態で機能ID A6-1が新規ウィンドウで表示されること。	要件を明確にするため。		無	当該特記事項では、PMGSの分類情報をワンクリックで特許・実用新案検索サービスの入力画面における対象の入力項目に自動入力されるような機能を想定しています。(現行システムの「図形等分類表」(商標)と類似の機能を想定しています。)なお、上記の想定であるため、意見に記載の内容では「分類のワンタッチ入力が可能とすること。」に対する要件を満たせません。「PMGSへのリンク(新規ウィンドウで立ち上げ)を設けること。」に対する要件については満たしています。
246	付録2	3	機能ID A3-3 特記事項	「検索キーワードのヒットワード反転機能を設けること。(特許・実用新案テキスト検索のみ)」とありますが、「特許・実用新案テキスト検索のみ」という記載は、以下の要件であるという認識でよろしいでしょうか。 ・現行システムの特許・実用新案テキスト検索で使用可能な検索項目を用いて検索した場合のみ、項目表示画面にて検索時に指定したキーワードに合致する箇所を反転表示する機能	要件を明確にするため。		有	現行システムの機能とは関連しません。正しくは「特許・実用新案検索」となるため、「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」を修正します。なお、ヒットワードの異表記展開については共通特実検索システム側で行われるため、当該機能を利用することを想定した要件です。
247	付録2	3	機能ID A4-3 画面出力項目	「PAJ表示 項目単位で文献を表示されること。」とありますが、その直下に「項目表示」とあります。「PAJ表示(項目単位で表示)」と「項目表示」は、同一と考えます。	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」を修正します。PAJ表示、公開特許公報の項目表示、公開特許公報のPDF表示をさせることが要件となります。「PAJ表示(項目単位で表示)」と「項目表示」は、同一ではありません。
248	付録2	3	機能ID A4-3 イベント(ボタン等)	「イメージデータ出力ボタン」は、現行システムのPAJ検索機能を見ると、「Image Data(Japanese)」ボタンに該当すると思われそうですが、押下すると特許・実用新案番号照会のDetail画面のImageが表示されます。Imageは付録2 機能ID A2-3の特記事項に「現行システムでは、表示形式として「イメージ表示」の機能があったが、本システムでは廃止する方針である。」と記載されており、「イメージデータ出力ボタン」は不要であると考えます。不要であれば削除が必要と考えます。	誤記と思われるため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録2 機能一覧(オンライン(画面))」A4-3のイベント(ボタン)からイメージデータ出力ボタンを削除します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
249	付録2	4	機能ID A12-5	J-GLOBALのAPIに関するホームページ(http://jglobal.jst.go.jp/help/webapi/)を見ると、「Q. WebAPI利用上の注意点はありますか?」のA2.に「今回のバージョンでは検索時に同義語を自動展開しませんので、必要に応じて検索時に同義語を OR でつなぐなどをしてください。」という記載がありますが、現行システムではJ-GLOBAL(同義語)タブが存在することから、本システム向けに専用のI/Fが提供されると言う認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。		無	現行システムと同様のインターフェースが提供されます。
250	付録2	8	機能ID A21-3 特記事項 及び 機能ID A22-3 特記事項	「具体的な表示項目は情報・研修館と協議により決定すること。」とありますが、表示項目数については以下の想定でよろしいでしょうか。 ■日本語版 現行システムの商標出願・登録情報(日本語版)の簡易表示画面及び詳細表示画面と同等 ■英語版 現行システムのSearching Japanese Trademark Databaseのsummary画面及びDetail画面と同等	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおりです。
251	付録2	8	機能ID A21-3 特記事項 及び 機能ID A22-3 特記事項	「具体的な表示項目は情報・研修館と協議により決定すること。」とありますが、現行システムの商標出願・登録情報(英)における簡易表示画面及び詳細表示画面では、日本語のまま表示されている項目(商品・役務名等)が存在します。 機能ID A21-3、A22-3の英語版においても、日本語で表示するという認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。		無	機能ID A21-3、A22-3の英語版については、設計段階において日本語で提供すべきと決定したコンテンツ(例えば人名等)は、日本語のまま提供する想定です。 要件定義書(案)「2.1. 機能の概要(1)」を参照してください。
252	付録2	8	機能ID A21-4 機能ID A22-4	表示項目数については、日本語版、英語版ともに現行システムの商標番号照会における詳細表示画面と同等という認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。		無	利用者の利便性向上・効率性向上に必要と考える画面出力項目の想定が貴社意見に記載の内容であるのであれば問題ありません。
253	付録3	1	機能ID B1 特記事項	「権利の生死情報での絞り込み」との記載がありますが、付録2の小分類が簡易検索、特許・実用新案のサービスに生死情報での絞り込みに関する記載がございません。そのため、本記載は削除した方が良く考えます。	誤記と思われるため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録3 機能一覧(バッチ)」を修正します。 特許・実用新案関連のサービスにおいて生死情報での絞り込み機能は不要となります。
254	付録3	1	機能ID B1 機能概要	「必要となる情報は、共通特実及び情報提供サーバより受信する下記のデータから取得する。詳細は外部インターフェース一覧を参照。 ・庁外標準形式DB更新情報 ・庁外外国マスタ更新情報データ ・庁外非特許マスタ更新情報データ ・経過情報検索(最終処分照会) ・出願マスタ ・登録マスタ ・サーチマスタ 等」 とありますが、 「経過情報検索(最終処分照会)」については、「付録10 外部インターフェース一覧」に掲載されていません。 こういったデータであるか明記すべきと考えます。 また、「経過情報検索(最終処分照会)」は情報提供サーバより受信するという想定でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録3 機能一覧(バッチ)」を修正します。 (「経過情報検索(最終処分照会)」は誤記となります。)

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
255	付録3	1	機能ID B2 機能概要	<p>「媒体及び情報提供サーバから取得する整理標準化データ」とありますが、「媒体」とは「関連する蓄積データ(媒体)」欄に記載されている以下の4つのデータという認識でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許・実用新案公報 ・公開公報 ・登録実用新案公報 ・IPCテーブルデータ <p>「IPCテーブルデータ」については付録9のNo.1に掲載されていますが、「特許・実用新案公報」、「公開公報」、「登録実用新案公報」は付録9に掲載されていません。</p> <p>本システムのバッチ機能に用いるデータは付録9 蓄積データ管理表と付録10 外部インターフェース一覧のいずれかに掲載される認識です。記載がもれている場合は追加が必要と考えます。</p>	要件を明確にするため。		有	「特許・実用新案公報」、「公開公報」、「登録実用新案公報」は不要であるため、「付録3 機能一覧(バッチ)」のB2から削除します。
256	付録3	1	機能ID B2 特記事項	<p>「整理標準化データの出願マスタ等の情報は、情報提供サーバから取得する方式」とありますが、「付録10 外部インターフェース一覧」の関連機能(機能ID、機能名)を見ても、B2に関する記載が存在しません。本機能で蓄積するデータはどのデータでどこから取得するのか明記すべきと考えます。</p>	要件を明確にするため。		有	情報提供サーバからの取得は不要であるため、「付録3 機能一覧(バッチ)」のB2の記載内容を修正します。
257	付録3	1	機能ID B5 機能概要	<p>「媒体より、画像ファイル(TIFF)、テキストファイルを抽出し変換を行う。変換したデータを本システムに蓄積する。出願人と発明者を変更する。」とありますが、以下の要件という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>①公開特許英文抄録(PAJ)より、画像ファイル(TIFF)、テキストファイルを抽出し、付録2の機能ID A4-3で表示可能な形式に変換を行った上で変換したデータを本システムに蓄積する。</p> <p>②出願・発明人変更データ(PAJ)を貴館よりメールにて受領し、受領したデータを無加工で運用者がサーバ上にアップロードし、データに記載されている情報を基に①にて蓄積したデータを更新する。また、機能ID B4にて蓄積した検索・一覧用データも更新する。</p>	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおりです。
258	付録3	1	機能ID B6 特記事項	<p>「国内意匠の初期蓄積時のデータは媒体より取得するが、その後の更新データは情報提供サーバ及び公報媒体より取得する。」とありますが、「初期蓄積時のデータ」とは、本システム構築時に蓄積するデータの何を示しているのか、運用開始後にある案件が始めて本システムに蓄積される時の事を示しているのかどちらでしょうか。</p> <p>また、「更新データ」とは、本システムの運用開始後に提供されるデータ全般を示しているのか、ある案件が一度本システムに蓄積された後に情報を更新する場合に使用するデータの何を示しているのか、どちらでしょうか。</p>	要件を明確にするため。		無	初期蓄積時のデータとは、本システム構築時に蓄積するデータを指します。更新データとは、本システムの運用開始後に提供されるデータ全般を指します。
259	付録3	1	機能ID B6 特記事項	<p>「生死フラグは、(中略)生成すること。」との記載がありますが、付録2の小分類が意匠のサービスに生死情報での絞り込みに関する記載がございません。そのため、本記載は削除した方が良く考えます。</p>	誤記と思われるため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録3 機能一覧(バッチ)」を修正します。意匠関連のサービスにおいて生死情報での絞り込み機能は不要となります。
260	付録3	1	機能ID B7 機能概要	<p>「媒体より、中国意匠、WIPO意匠、OHIM意匠の検索・一覧用のデータを抽出し、抽出したデータを蓄積する。」とありますが、関連する蓄積データ(媒体)に記載されている以下の媒体についての記載がありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意匠公知資料イメージデータ ・三極交換データ(US) ・韓国意匠 <p>上記3つの媒体のうち、「意匠公知資料イメージデータ」については特記事項欄に記載がありますが、「三極交換データ(US)」及び「韓国意匠」については、機能ID B7の行には記載がないため、蓄積要否を明記すべきと考えます。</p>	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録3 機能一覧(バッチ)」B7に、意匠公知資料イメージデータ、三極交換データ(US)、韓国意匠を追記します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
261	付録3	1	機能ID B8 機能概要	「国内意匠公報(テキスト)を抽出し、抽出したデータを蓄積する。」とありますが、付録3を見る限りでは国内意匠公報に含まれるJPEGイメージやMMRイメージを抽出する機能が存在しません。 一方、付録2 機能ID A14-3の特記事項に「図面は利用者の操作によって、イメージのみを別画面で表示」と記載されており、機能ID B6にイメージの加工作業が必要である旨の追記が必要だと考えます。	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録3 機能一覧(バッチ)」B6にイメージの加工が必要である旨を追記します。
262	付録3	1	機能ID B9 関連する蓄積データ(媒体)	意匠公知資料イメージデータが記載されておらず、付録3を見る限りでは意匠公知資料や外国意匠のイメージを蓄積する機能が存在しません。 一方、付録2 機能ID A14-3の特記事項に「図面は利用者の操作によって、イメージのみを別画面で表示」と記載されており、イメージの抽出機能は必要だと考えます。 これは、機能ID B7の機能概要に以下の記載があり、その際に抽出したイメージをそのまま利用すれば良いということでしょうか。 ・「意匠公知資料の検索・一覧用データ(公知資料番号、登録番号、公知日、イメージ等)を取得し、取得したデータを蓄積」 ・「外国意匠の検索・一覧用データ(登録番号(米国公報)、登録番号(韓国意匠)、類似意匠(韓国意匠)、発行国コード、イメージ等)を取得し、取得したデータを蓄積」 機能ID B7でイメージを抽出した際に付録2 機能ID A14-2のために用いるイメージと付録2 機能ID A14-3で用いるイメージが同じイメージであれば問題ないとは思いますが、サイズの変更等の加工作業が必要であれば、機能ID B7にイメージの加工作業が必要である旨の追記が必要だと考えます。	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおり、B7で蓄積したイメージを利用する想定です。 ただし、実装方法は限定していないため、受託者が設計する内容に応じて、保守性の向上及びコスト低減を実現する実装方法を提案してください。
263	付録3	1	機能ID B11 特記事項	「初期蓄積時のデータは媒体より取得するが、その後の更新データは情報提供サーバ及び公報媒体より取得する。」とありますが、「初期蓄積時のデータ」とは、本システム構築時に蓄積するデータの何を指しているのか、運用開始後にある案件が初めて本システムに蓄積される時の事を示しているのかどちらでしょうか。 また、「更新データ」とは、本システムの運用開始後に提供されるデータ全般を示しているのか、ある案件が一度本システムに蓄積された後に情報を更新する場合に使用するデータの何を指しているのか、どちらでしょうか。	要件を明確にするため。		無	初期蓄積時のデータとは、本システム構築時に蓄積するデータの何を指します。 更新データとは、本システムの運用開始後に提供されるデータ全般を指します。
264	付録3	1	機能ID B13 特記事項 機能ID B15 特記事項	「不登録商標用のデータは」とありますが、「不登録標章用のデータは」の間違いではないでしょうか。	誤記と思われるため。		有	貴社意見を踏まえ、「不登録標章用のデータは」が正しい記載のため、「付録3 機能一覧(バッチ)」を修正します。
265	付録3	2	機能ID B16 関連する蓄積データ(媒体)	現行システムの商品・役務名検索の画面を見ると、データ種別に「WIPO Madrid Goods and Services Manager」が存在しますが、記載されているどのデータからも蓄積されないよう見受けられます。 付録9 No.28のデータが入力源という認識です。 認識が合っている場合は、追加が必要と考えます。	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録3 機能一覧(バッチ)」を修正します。
266	付録3	2	機能ID B16 関連する蓄積データ(媒体)	現行システムの商品・役務名検索の画面を見ると、以下のデータは国際分類の各版(国際分類第11版、国際分類第10版、国際分類第9版)ごとに存在するという認識でよろしいでしょうか。 ・商標出願の審査において採用された商品・役務名(国内採択) ・三庁リスト ・国際分類データ ・マドプロ公表 ・WIPO Goods & Service マネージャーデータ	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおりです。
267	付録3	2	機能ID B16 関連する蓄積データ(媒体)	「国際分類第10版データ」は、付録9に掲載されていませんが、「国際分類第9版データ」と同等の扱いであるという認識で良いでしょうか。 認識が合っている場合でも、付録9に「国際分類第10版データ」について記載が必要と考えます。	要件を明確にするため。		有	貴社意見を踏まえ、「付録3 機能一覧(バッチ)」を修正します。「付録9 蓄積データ管理表」と整合するよう「国際分類データ」に修正します。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
268	付録3	2	機能ID B18 機能概要	「四法種別については、審判種別で判定し、」と記載されていますが、審判種別から四法を判定することはできないと認識しています。 特許庁ホームページに掲載されている審判便覧(第16版)を見ると、審判等の種類として、「(1) 拒絶査定不服審判(特§121、意§46、商§44、商附則§13)」と掲載されており、拒絶査定不服審判は四法全てに存在する審判種別です。	要件を明確にするため。	審判便覧(第16版)については以下URLを参照しています。 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/sinpan-binran_16/00-01.pdf	有	貴社意見を踏まえ、「付録3 機能一覧(バッチ)」B18の以下の記載を削除します。 「四法種別については、審判種別で判定し、プログラムにて設定する。」
269	付録3	2	機能ID B19 特記事項	「各種公報の媒体より審判の必要なデータを抽出すること。」とありますが、機能概要を見ると、情報提供サーバからも情報を取得しているという認識です。 機能概要か特記事項のいずれかに記載誤りがあると思われるので、正しい要件の提示が必要と考えます。	誤記と思われるため。		有	審決速報については情報提供サーバから必要なデータを取得する必要があります。 特記事項についても、情報提供サーバから取得する必要がある旨を追記します。
270	付録3	2	機能ID B24 機能概要	「特許庁の保有形式データの媒体や情報提供サーバ、共通特実から取得されるデータを蓄積する。」とありますが、特記事項を見ると、整理標準化データの情報は、情報提供サーバから取得する方式とする。」との記載はありますが、共通特実から取得されるデータに関する記載がありません。 これは以下のどちらの認識が正しいでしょうか。 ①特記事項に掲載するような内容は無いが共通特実から取得されるデータは蓄積する必要がある ②共通特実から取得されるデータは蓄積不要 なお、②が正しい場合、付録10の関連機能(機能ID、機能名)に本機能のIDであるB24が記載されているインタフェースが存在しないため、本機能で用いるインタフェースの関連機能(機能ID、機能名)にB24の追記が必要と考えます。	要件を明確にするため。		無	①の認識が正しいです。 バルクデータダウンロードの対象は、要件定義書(案)「表2-2 バルクデータダウンロードサービス対象データ」を参照してください。
271	付録3	2	機能ID B24 機能概要	「画面からダウンロードされた回数を集計する。」とありますが、記載された要件のみではダウンロードされた回数さえ集計できれば良いと判断することも可能です。ダウンロードしたユーザ、データ種別毎の回数を集計することを明記すべきと考えます。	要件を明確にするため。		有	利用が許可された特定利用者ごとの集計が必要となります。 貴社意見を踏まえ、「付録3 機能一覧(バッチ)」を以下のとおり修正します。 (No134と同様) 「また、バルクデータダウンロード用の機能として、画面からダウンロードされた回数を利用者、データ毎に集計する。」
272	付録3	2	機能ID B26 機能概要	「定義ファイルより抽出する文献情報を取得し、文献情報を作成する。」とありますが、以下の認識でよろしいでしょうか。 ・運用者または貴館にて、PC等から定義可能なテキストファイル形式の定義ファイルに、本システムのDBMSに蓄積されている文献情報を抽出する条件を記載し、記載された条件に基づいてDBMSより文献情報を取得する機能	要件を明確にするため。		無	貴社認識のとおりです。
273	付録3	2	機能ID B29 機能概要	「各サーバのアクセス数を抽出し、レポート作成・出力を行う。」とありますが、定期的(1日毎)にレポート作成・出力を行うことが可能であれば良いという認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。		無	レポート作成・出力の機能は現行システムの仕様と同等以上のものを想定していますが、受託者の提案するシステム構成や運用設計内容に応じて、出力すべき内容は変わるものと想定しています。 また、抽出タイミングについては、「付録13 運用目標定義表」の目標値を達成する範囲内で設定してください。
274	付録3	2	機能ID B31 機能概要	「情報提供サーバより、整理標準化データの中に含まれる国県名コードを取得し、取得したデータで蓄積する。(本システムのコードを更新する。)」とありますが、国名は時期によって変わることがある(例えば、グルジア→ジョージア)と思いますが、時期毎にコードを管理する必要は無いという認識で良いでしょうか。 時期毎にコードを管理すると、オンライン機能でも時期を判定して表示する国名を変更する必要がある等、費用の増加が発生します。	見積に影響するため。		無	国名は時期ごとにコードを管理する必要がありません。 ただし、コード管理においてはメンテナンス性・運用コスト削減を考慮し有効期限等を設定することが一般的な手法と想定しています。(一概に費用の増加にはならない想定です。)

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
275	付録3	—	全体	各バッチ機能に使用する媒体は、「関連する蓄積データ(媒体)」に記載されていますが、外部インターフェースについてはどのインターフェースを使用するか記載されていません。 付録10 外部インターフェース一覧に掲載されているインターフェースのうち、どのインターフェースをバッチ機能の入力源として使用するか可能であればご提示ください。	要件を明確にするため。		無	インターフェースとバッチ機能との関連は、「付録10 外部インターフェース一覧」の「関連機能(機能ID、機能名)」を参照してください。
276	付録9	—	全体	付録10 外部インターフェース一覧にはどのオンライン機能及びバッチ機能が関連しているか記載されていますが、付録9にはどのオンライン機能及びバッチ機能が関連しているか記載されていないため、付録2及び付録3に掲載されている機能のうち、どの機能の入力源として使用するかご提示ください。	要件を明確にするため。		無	「付録9 蓄積データ管理表」のデータがどの機能の入力源として使用するかは、付録3の「関連する蓄積データ(媒体)」を参照してください。
277	付録9	2	表外の※2	「調達仕様書作成時において未確定であるため、確定後に情報・研修館と協議の上で決定すること。」とありますが、コストに影響するため、調達時に仕様を確定するか、未確定である仕様は見積対象外にすべきであると考えます。 追加される蓄積機能等は、別途協議の上(追加見積を認めていただける前提)決定すべきと考えます。	未確定なデータを蓄積することを想定すると、応札時の見積もりにリスク費用が本来必要なコスト以上に入ってしまう可能性があります。ライフサイクルコスト削減のためには、要件の厳密化が必要です。		有	意見招請時点で未確定であった「中国意匠」、「WIPO 意匠」、「OHIM 意匠」について、蓄積周期、媒体種類、ファイル形式、蓄積データ分類、媒体確認日数、加工処理日数、蓄積処理日数、蓄積結果確認日数、営業日合計等の情報を「付録9 蓄積データ管理表」に記載します。
278	付録10	3	No.52 No.53 No.54 No.55 No.56	J-GLOBALのAPIに関するホームページ(http://jglobal.jst.go.jp/help/webapi/)に記載されている前提条件や制限事項については、特に対処はしないで良いと言う認識でよろしいでしょうか。例えば、「API呼び出し回数が1日当たり5000回までとなっています。これを超えてアクセスしようとすると、エラーが返ります。」という記載がありますが、貴館にてJ-GLOBAL側と調整していただき、制限無く使用できるようになるとの認識で良いでしょうか。	J-GLOBAL殿との調整作業が必要な場合、調整に必要な工数が見積もりに追加されるため。		無	必要な調整は情報・研修館にて実施する想定ですが、外部インターフェースにおける関連システム側との調整は受託者に主体的に支援(調整内容の検討、調整タイミングの検討など)をしていただく想定です。 なお、J-GLOBALについては、現行システムと同様のインターフェース仕様です。
279	付録10	3	No.64 No.65	J-STOREとの外部インターフェースはNo.64とNo.65の区分が削除となっており、本調達においてはJ-STOREとの連携機能は不要と認識していますが、付録5のP7にて「■選択された文献の関連情報」に「選択した文献に紐づくワン・ポータル・ドシエ、開放特許DB、J-STOREの情報参照」という記載があり、記載が矛盾していると思われるが、付録10の記載が正しい(=J-STOREとの連携は不要)という認識で良いでしょうか。	要件を明確にするため。		有	貴社ご認識のとおり、J-STOREとの連携は現時点では不要です。 貴社意見を踏まえ、「付録5 画面出力イメージ」を修正します。
280	付録13	—	全体	称呼の類似検索について記載されておりますが、応札者が要件を満たすことを、どのように証明すべきでしょうか。 複雑な異表記展開であり、且つ検索漏れや検索不正が発生すると出願人・権利者への影響が甚大であるため、入札時において事前検証が必要であると考えます。	システム更改後も出願人・権利者へ安定したサービスを提供するため。		無	入札時に称呼の類似検索ルールを満たすことを証明することは必須ではありません。 なお、応札者は、応札時に「調達仕様書(案)のすべての要件を満たすこと」を証明するための証明書(情報・研修館が指定する様式)を提出し、構築時にすべての要件を満たすよう構築する必要があります。
281	付録15	22	表2-25 表1	現行システムの称呼検索にて、称呼:「デアアルシイ」類似群コード「11D01」で検索すると、登録0364979(称呼:「ジェイアルシイ」)が「種別」07でヒットします。 現行システムの称呼検索の「種別」は15基準のどの基準であるかを示しており、この場合基準07でヒットしています。 しかし、表1を見ても「デ」と「ジェ」の対応が記載されておらず、基準07に合致していません。 表1の記載もれではないでしょうか。	要件を明確にするため。		無	現時点では、要件定義書(案)「付録15 類似検索のルール」に記載のとおりとします。 なお、詳細なルールに記入漏れや誤記等がある場合は、設計時に確認を行い、情報・研修館の了承を得て対応する必要があります。
282	付録15	35	表3-12 可用性に係る目標値	ワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会において、特許庁OPDサーバのサービス利用時間外は、稼働率の計算対象となる時間から除外されると考えてよろしいでしょうか。	調達条件及び要件の明確化です。		無	貴社認識のとおりです。